



# 第3次阿波市総合計画

第3次阿波市総合戦略  
(2025-2034)





## ごあいさつ



阿波市では、平成28年度策定の「第2次阿波市総合計画」及び令和3年度策定の「第2次阿波市総合計画後期基本計画」に定められている、「あすに向かって人の花咲くやすらぎと感動の郷土（くに）・阿波市」という将来像の実現に向け、「協働・創造・自立のまちづくり」の基本理念のもと、様々な取り組みを積極的に推進し、着実に成果を上げてきました。

また、まち・ひと・しごと創生法に基づく地方版総合戦略として令和元年度に策定した「第2次阿波市総合戦略」では、「阿波市人口ビジョン」が示す将来展望に向け、人口減少問題の克服と持続可能なまちづくりに重点を置いた取り組みを鋭意進めてきたところで

す。しかし、依然として進行する少子高齢化・人口減少、激甚化・頻発化する災害や不安定な国際情勢、さらにデジタル化の急速な進展など、私たちの生活を取り巻く社会環境は大きく、複雑に変化し続けています。

また、本市におきましても、全国平均を上回るペースで進む少子高齢化や令和7年度に「合併特例債」が発行期限をむかえることなどによる財政基盤の見直しなど、取り組むべき喫緊の課題がございます。

これらの課題に対し、的確かつ柔軟に対応するため、「第3次阿波市総合計画」を策定いたしました。

本計画では、長期的な視点に立ち、安全安心なまちづくりに不可欠な災害対策、切れ目のない子育て支援、豊かな自然を活かした農業振興、さらに現在整備を進めております「（仮称）阿波スマートインターチェンジ」の整備など、本市の強みを生かした施策を分野別に体系化し、戦略的に展開できるよう定めております。

各種施策の推進にあたっては、市民の皆様としっかりスクラムを組みながら、ふるさとへの誇りと愛着を感じられるまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、今後ともご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

末筆ではございますが、本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました総合計画審議会委員の皆様をはじめ、市民アンケート調査等を通じまして、貴重なご意見、ご協力を賜りました多くの皆様に心から厚くお礼申し上げます。

令和7年3月

阿波市長 町田 寿人

# 目次

<b>I 総論</b> .....	1
1. 総合計画策定の趣旨 .....	2
2. 計画の性格と役割 .....	2
3. 総合計画・総合戦略の構成と期間 .....	3
4. 阿波市の現状と課題 .....	4
<b>II 基本構想</b> .....	13
1. まちづくりの基本理念 .....	14
2. 将来像 .....	15
3. まちづくりの柱 .....	16
<b>III 前期基本計画</b> .....	17
1. 計画の体系 .....	18
2. 前期基本計画とSDGs .....	19
3. 前期基本計画の施策一覧 .....	20
<b>IV 第3次阿波市総合戦略</b> .....	77
1. はじめに .....	78
2. 総合戦略の期間 .....	78
3. 総合戦略の推進体制 .....	78
4. 総合戦略の4つの基本目標 .....	79
<b>V 資料編</b> .....	83
1. 第3次阿波市総合計画の策定経緯 .....	84
2. 第3次阿波市総合計画諮問・答申について .....	85
3. 阿波市総合計画審議会委員名簿 .....	86
4. 阿波市総合計画策定委員会委員名簿 .....	87
5. 阿波市総合計画審議会条例 .....	88

# I 総論

- 1. 総合計画策定の趣旨 …………… 2
- 2. 計画の性格と役割 …………… 2
- 3. 総合計画・総合戦略の構成と  
期間 …………… 3
- 4. 阿波市の現状と課題 …………… 4

## 1. 総合計画策定の趣旨

本市は平成29（2017）年度から令和6（2024）年度までを計画期間とする基本構想と、前期5年、後期の3年を計画期間とする基本計画で構成する第2次阿波市総合計画に掲げた「あすに向かって人の花咲くやすらぎと感動の郷土（くに）・阿波市」の将来像の実現に向け、様々な取り組みを行ってきました。

また、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までを計画期間とする第2次阿波市総合戦略を策定し、人口減少対策や地域経済活性化、持続可能な地域づくりに向けた具体的施策を積極的に推進してきました。

この間にも、少子高齢化や人口減少が続いており、将来的に、地域経済の低迷や財政状況の悪化など、一層厳しさが増すことが予想されます。加えて、頻発・激甚化する災害や急速に進むデジタル化といった様々な社会課題への対応も重要です。

そこで、市全体で危機感を共有するとともに、持続可能な「阿波市」の実現に向け、市民や関係人口、民間企業等と連携を強めながら、まちづくりを推進する必要があります。

現行の総合計画・総合戦略の計画期間が終了するにあたり、これまでの取り組みの評価や現状の分析を行った上で、新たな視点と発想を加え、今後のまちづくりの指針として、第3次阿波市総合計画を策定します。

## 2. 計画の性格と役割

「総合計画」は、地方自治体が策定する自治体の全ての計画の基本となる、行政運営の総合的な指針となる計画です。阿波市の将来像実現のためには、計画期間に応じた財政の見通しを踏まえ、着実な進捗管理を行い、持続可能な行財政運営の実現に向けた指針としていく必要があります。

第3次阿波市総合計画は、市の最上位計画としての位置づけを踏まえ、今後、本市のまちづくりの方向性を示すものであり、以下のような役割を果たすものです。

### 役割1 住民参画のまちづくりを 進めるための共通目標

今後のまちづくりの方向性と必要な施策をわかりやすく示し、市民と行政が協働してまちづくりに取り組むための共通目標となるものです。

### 役割2 地域経営を進めるための 行財政運営の指針

地方分権時代にふさわしい地域経営の確立に向けて、様々な施策や事業を総合的かつ計画的に推進するための、行財政運営の総合指針となるものです。

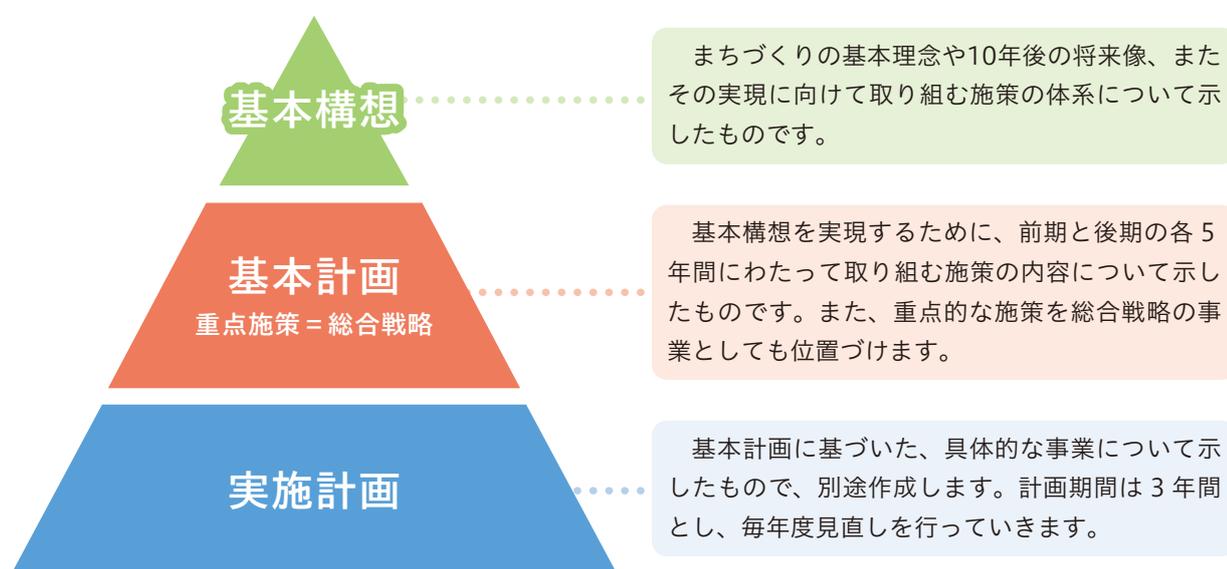
### 役割3 広域行政の連携の 基礎

国や徳島県、近隣等の広域的な行政に対して、本計画実現に向けて必要な施策や事業を調整・反映させていく連携の基礎となるものです。

### 3. 総合計画・総合戦略の構成と期間

第3次阿波市総合計画は、10年間の「基本構想」と前期5年、後期5年の「基本計画」のローリング方式を採用することによって、長期的なプランを基礎に据えながら、日々変わりゆく情勢に適切に対応した取り組みを推進します。

人口減少対策においては、これまで「第2次阿波市総合戦略」に基づいて各種事業を実施してきました。今回の総合計画の策定に伴い、総合計画と総合戦略を一体的に策定し、総合戦略を基本計画の「重点施策」として位置づけます。



	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度	令和13 (2031) 年度	令和14 (2032) 年度	令和15 (2033) 年度	令和16 (2034) 年度
基本構想	← 10年間 →									
基本計画	← 5年間 (前期基本計画) →					← 5年間 (後期基本計画) →				
重点施策 (総合戦略)	← 5年間 →					← 5年間 →				
実施計画	← 3年間 毎年見直し・評価 →									

## 4. 阿波市の現状と課題

### (1) 概要



阿波市は、平成17（2005）年4月1日に、吉野町と土成町、市場町と阿波町の4つの町が合併して誕生しました。気候は温暖で、山河が広がる美しい自然に恵まれており、肥沃な土壌によって、農業が盛んに行われています。また、国の天然記念物「阿波の土柱」や「四国霊場」の4つの札所をはじめとする名所旧跡など、人々を感嘆させる自慢の風景や誇るべき深い歴史や文化も有しています。

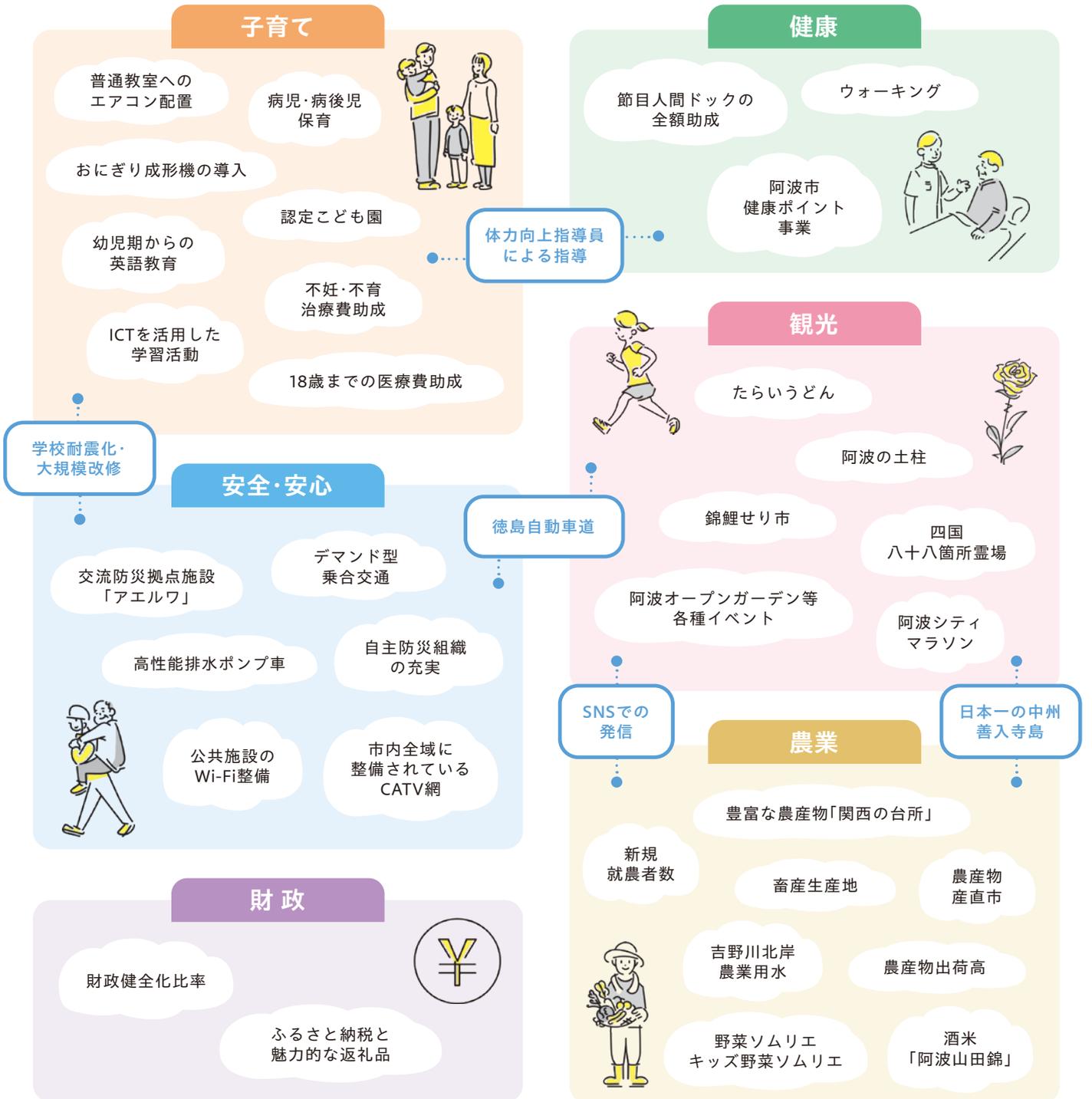
本市は徳島県中央北部に位置し、東は上板町、西は美馬市、南は吉野川市、北は香川県に隣接しています。古くから交通の要衝として位置づけられ、現在では徳島自動車道が東西に走り、土成インターチェンジや阿波パーキングエリアが整備されています。また、東西には県道・鳴門池田線が行き交い、南北には、国道318号、県道・津田川島線、志度山川線が香川県と吉野川南岸の国道192号を結んでいます。

本市の総面積は191.11km<sup>2</sup>となっており、現在の徳島県内の市町村では8番目の規模となります。また、可住地面積をみると、90.03km<sup>2</sup>で、可住地面積割合は47.1%となっています。徳島県の可住地面積割合の平均は、24.4%となっており、阿波市は徳島県内でも平野部の多い地域と言えます。

## (2) 阿波市の強み

人の流れを呼び込むにあたって、阿波市には以下のようなたくさんの強みがあり、これらをまちのかけがえのない資源として活用することができます。

図表1 阿波市の強み

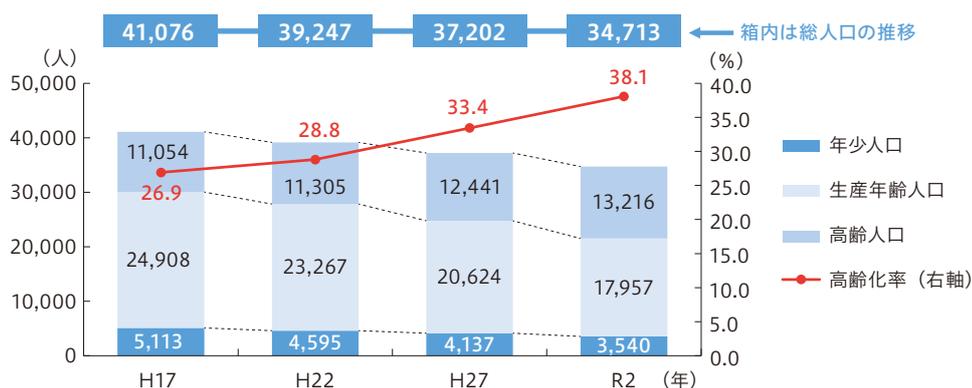


### (3) 阿波市の人口動態

#### ① 年齢3区分人口と高齢化率の推移

総人口が減少を続けており、令和2（2020）年には34,713人となりました。高齢人口が増加し、高齢化率が上昇する一方で、年少人口と生産年齢人口は減少が続いています。

図表2 年齢3区分人口と高齢化率の推移

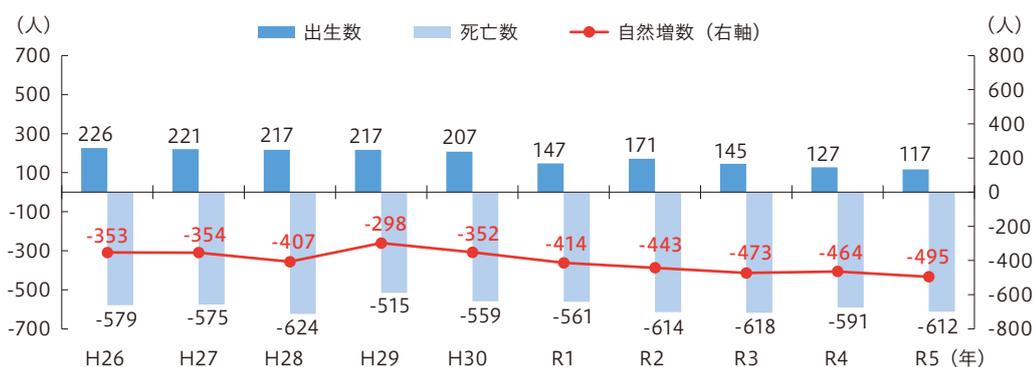


(備考) 1. 「国勢調査」より作成。  
2. 年齢3区分人口は H27、R2 は不詳補完値。

#### ② 自然増減の推移

出生数が減少傾向である一方死亡数は増加傾向にあるため、自然減が緩やかに拡大しています。

図表3 自然増減の推移

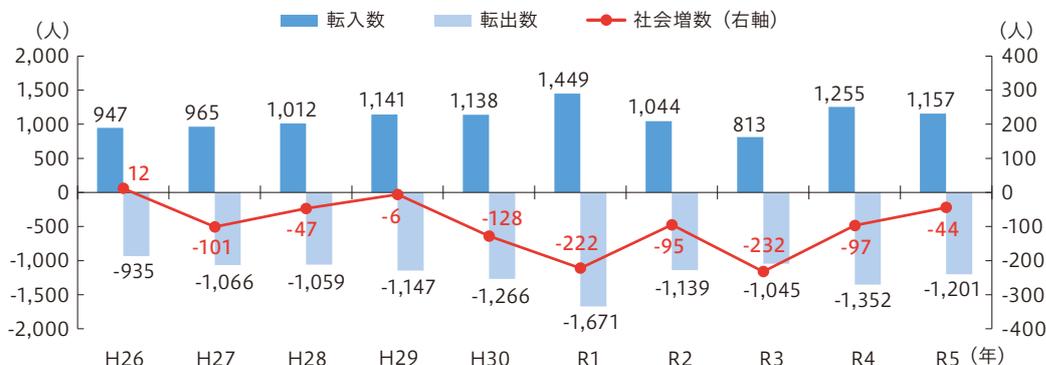


(備考) 1. 「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」より作成。  
2. 1月から12月までの移動状況。

### ③ 社会増減の推移

近年は転入数より転出数が多くなっており、社会減が続いています。

図表4 社会増減の推移



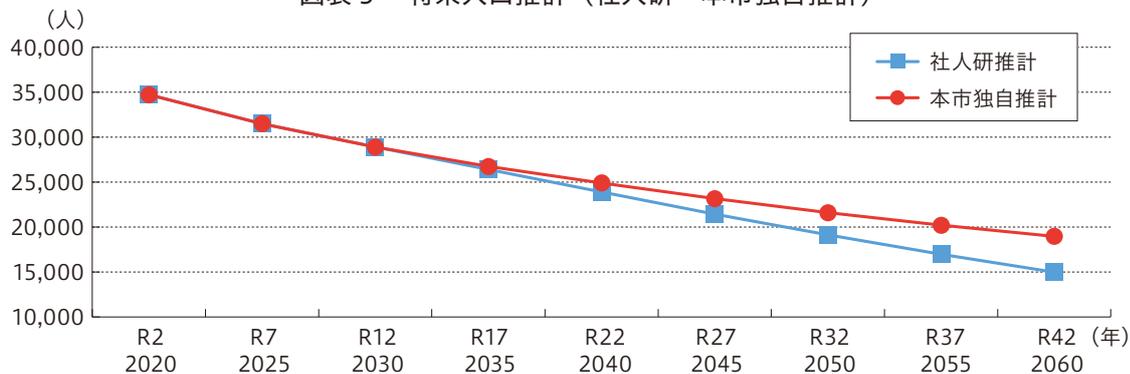
(備考) 1. 「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」より作成。  
2. 1月から12月までの移動状況。

## (4) 人口の見通し

現時点で最新の本市の国勢調査人口は34,713人（令和2（2020）年時点）となっていますが、国立社会保障・人口問題研究所（以下『社人研』）による将来人口推計（令和6年5月）によれば、人口減少は今後も進んでいくことが見込まれており、令和32（2050）年には20,000人を下回り、令和42（2060）年には、現在の半分未満の15,000人程度まで減少していくと推計されています。本市においても人口減少は大きな課題の一つとなっており、人口減少対策に係る取り組みのさらなる推進が求められています。

こうした現状を踏まえ、本市では総合戦略を軸として、様々な人口減少対策を実施し、世代別の人口バランスを改善することで持続可能な自治体を目指します。

図表5 将来人口推計（社人研・本市独自推計）



(備考) 1. 国配布ワークシートより作成。  
2. 社人研推計のワークシートの値は、端数処理の関係で社人研の公表値と異なる場合がある。

## (5) アンケート結果

### ① 調査目的

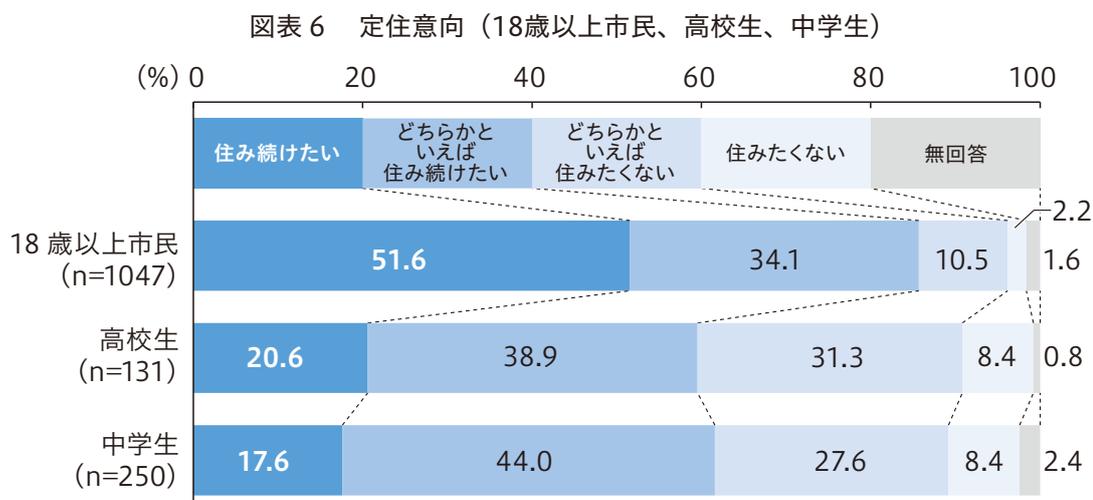
本市の住民の定住意向、今後のまちづくりの希望等を明らかにし、計画づくりの基礎資料とするため、アンケートを実施しました。以下では類似した設問、同一内容の設問について調査結果を比較していきます。

### ② 調査概要

項目	市民	高校生	中学生
調査対象	18歳以上の阿波市内在住者	阿波西高校・阿波高校・脇町高校に通う阿波市在住の高校生	阿波市内にある中学校に通う中学生
配布数	3,000票	131票	268票
調査方法	調査票郵送ならびにWEB調査	集合調査ならびにWEB調査	集合調査ならびにWEB調査
調査時期	令和6年4月	令和6年4～5月	令和6年4～5月
調査地区	阿波市内全域	阿波市内全域	阿波市内全域
有効回収数	1,047票(調査票844名、Web回答203名)	131票(調査票87名、Web回答44名)	250票(調査票91名、Web回答159名)
回収率	34.9%	100%	93.3%

### ③ 定住意向

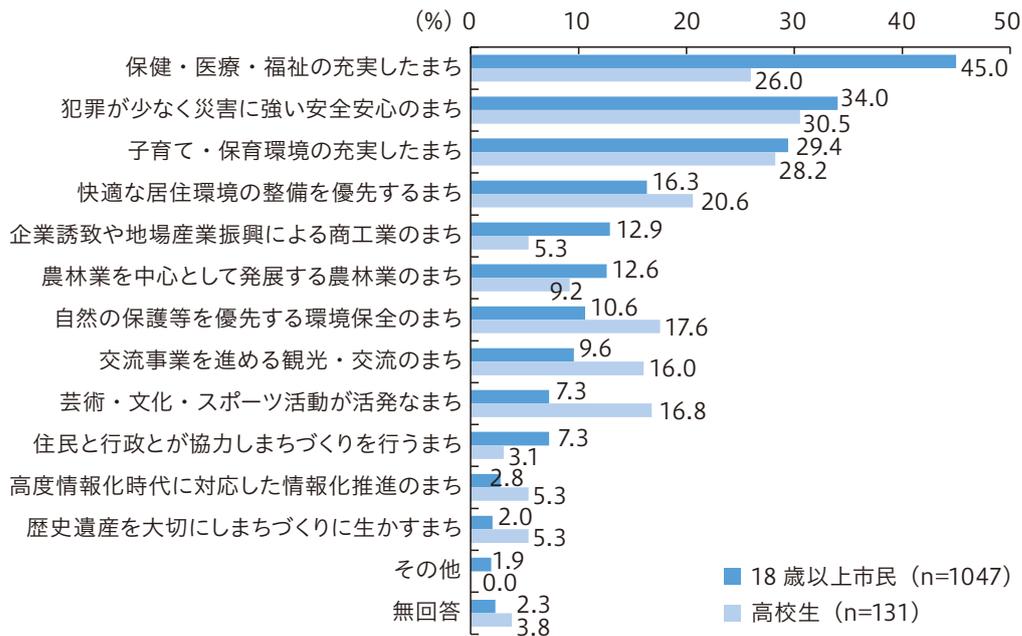
定住意向については、18歳以上市民と比較して、高校生、中学生の「住み続けたい」への回答率は30%ポイント以上低くなっています。



## ④今後のまちづくりの特色（18歳以上市民、高校生）

18歳以上市民と高校生を対象として実施した「今後のまちづくりの特色」に関する設問については、18歳以上市民では「保健・医療・福祉の充実したまち」（45.0%）への回答率が最も高く、高校生では「犯罪が少なく災害に強い安全安心のまち」（30.5%）が最も高くなっています。

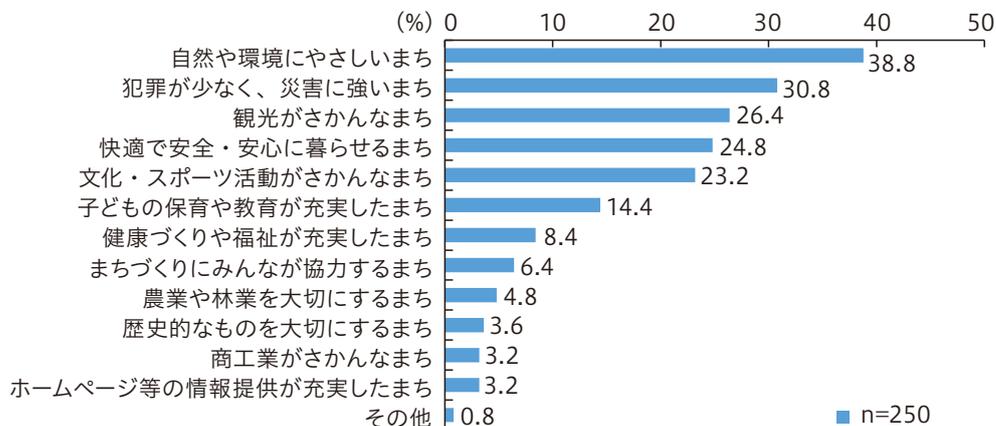
図表7 今後のまちづくりの特色（18歳以上市民、高校生、複数回答）



## ⑤今後どんなまちになってほしいか（中学生）

中学生を対象として実施した「今後どんなまちになってほしいか」という設問については、「自然や環境にやさしいまち」（38.8%）への回答率が最も高く、次いで「犯罪が少なく、災害に強いまち」（30.8%）の順となっています。

図表8 今後どんなまちになってほしいか（中学生、複数回答）

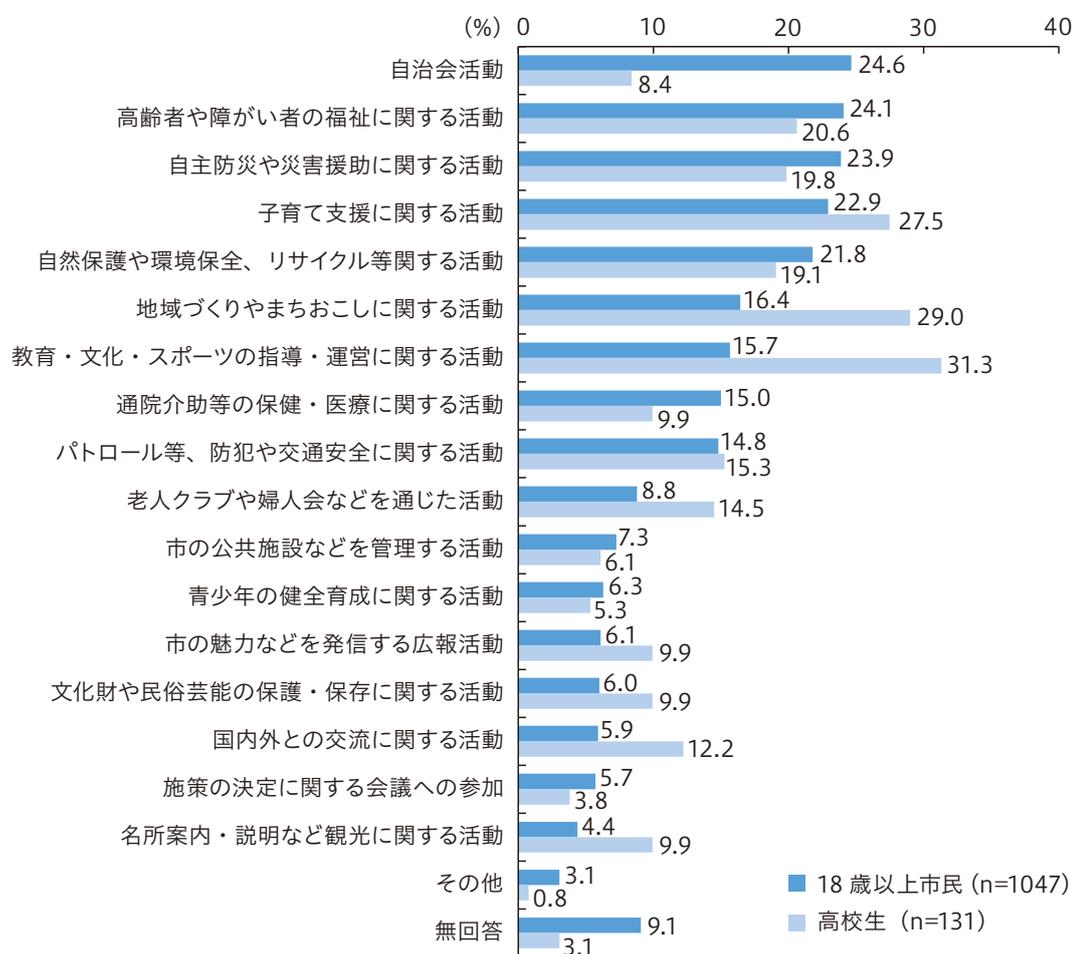


## ⑥ 市民参画・協働のまちづくりのため参加したい取り組み(18歳以上市民、高校生)

18歳以上市民と高校生を対象として実施した「市民参画・協働のまちづくりのため参加したい取り組み」に関する設問については、18歳以上市民では「自治会活動」(24.6%)への回答率が最も高く、高校生では「教育・文化・スポーツの指導・運営に関する活動」(31.3%)への回答率が最も高くなっています。

「高齢者や障がい者の福祉に関する活動」と「子育て支援に関する活動」の2つについては、18歳以上市民、高校生ともに20%を超える高い回答率になっています。

図表9 市民参画・協働のまちづくりのため参加したい取り組み  
(18歳以上市民、高校生複数回答)



## (6) まちづくりの課題

以下の①～③は本市における中長期的なまちづくりの課題となっています。よりよいまちづくりを目指し、総合計画の取り組みによって、これら全ての課題を解決していきます。

### ① 安全・安心のまちづくり

- 日々の暮らしを営む上で、最も重要なのは、安全に暮らせるまちであることです。自然災害や犯罪など、安全を脅かす要因は様々です。
- 経済問題や健康問題など、安心を脅かす要因も人によって異なります。
- 住民の生命と財産を守り、全ての住民が安全で安心して暮らし続けられるまちづくりを一層推進していく必要があります。

### ② 持続可能なまちづくり

- 人口減少は、従事者不足など様々な産業への問題を引き起こし、市民の生活にも大きな影響を及ぼすため、人口の維持に努め、持続可能なまちづくりに取り組む必要があります。
- 高齢化に伴う介護の必要性の増大、移住促進のための空き家対策、道路や公共施設等のインフラの老朽化対策など、歳出を抑制していくための方策を具体的に講じていく必要があります。
- 広域連携やデジタル化、行財政改革など、限られた財源の中で事業の「選択と集中」を一層進め、財政状況に即した行政運営を進めて行く必要があります。

### ③ 将来を見据えた新たな協働のまちづくり

- 人口減少などの影響により、行政サービスを現状のまま維持していくことは困難になる可能性も視野に入れつつ、定期的な事業の見直しを行い、より効率的かつ的確に住民ニーズに対応していく必要があります。
- 住民や地域の各種団体が市政に参画しやすいような体制づくりに努め、「市民が主役のまちづくり」の実現に向け、取り組みを進めていく必要があります。
- 定期的な情報共有や交換を行う場を設け、さらなる信頼関係の構築にも取り組んでいく必要があります。



## Ⅱ 基本構想

1. まちづくりの基本理念 …………… 14
2. 将来像 …………… 15
3. まちづくりの柱 …………… 16

## 1. まちづくりの基本理念

これからのまちづくりにおいて、全ての分野にわたって基本とする理念を次のとおり定めます。

### 協働・創造・自立のまちづくり

市民と行政とが対話し、知恵を出し合い、行動を起こし、個性と魅力あふれる自立した阿波市を共につくり上げていくことを原則とし、基本理念を「協働・創造・自立のまちづくり」とします。

#### 協働

市民と行政との新たな関係を構築し、知恵と力を合わせて阿波市をつくります。

#### 創造

本市ならではの特性・資源を生かし、個性的で魅力ある、誇りうる阿波市を創造します。

#### 自立

地方分権・地方創生の時代の自主・自立のまちづくり、住民自治の地域づくりを進めます。

## 2. 将来像

本市は、これまでに合併新市としての基盤づくりや一体感の醸成等に取り組んできましたが、加速する高齢化と人口減少により、社会構造が大きく変動していく中で、さらなる変化が求められています。

そこで、市民が主役となり、その豊かな経験や能力を発揮し、市民と行政が手を取り合いながら、「住んで良かった、住み続けたい」と実感できる暮らしやすいまちづくりに取り組むことで、様々な地域課題の解決や豊かで活力ある地域社会の実現を目指すことが重要です。

また、次代を担う子どもたちや地域を支える人々が、ふるさとへの誇りと愛着を感じられるようなまちづくりを進めていくことも大切です。

以上を踏まえ、10年後の将来像を次のように掲げます。

みんなで作る 未来に誇れる  
やすらぎのまち 阿波市

## 3. まちづくりの柱

将来像を実現するために6つの「まちづくりの柱」を定め、総合的かつ戦略的に多様な幸せが実感できるまちづくりを進めます。

### 1 安全に暮らせるまち・阿波（生活環境分野）

住民の日常生活を守るため、災害に備えた防災・減災体制の充実、交通安全・防犯の充実、さらには消費者対策の推進を図ります。また、水と緑の豊かな自然が息づくまちであり続けるため、森林等の自然保護を推進し、適切なごみ処理の推進を図ります。

### 2 快適に暮らせるまち・阿波（生活基盤分野）

計画的な土地利用を図り、道路・公共交通や、住宅の整備を推進することで、定住対策を押し進めていきます。また、水道や排水処理体制を強靱化するなど、災害に強く、強靱なインフラ整備を推進します。

### 3 健康で共に支え合うまち・阿波（健康・福祉・子育て分野）

新たな医療ニーズ、福祉ニーズに対応しつつ、高齢者、障がい者、生活困窮者の支援に向けた地域福祉の充実を図ります。また、「子育てするなら阿波市」のキャッチフレーズのもと、子ども・子育てを重視したまちづくりを推進します。

### 4 誰もが学び、高め合うまち・阿波（教育・文化分野）

学校教育、生涯学習、スポーツ、文化芸術等、子どもから大人まで誰もが学べる環境を充実させていきます。

### 5 豊かで賑わいのあるまち・阿波（産業分野）

農業、商工業、観光の振興を図り、本市の産業が新たな付加価値を創造するための支援を行います。また、産業の発展に伴う新たな雇用の場を確保することによって、住民生活の安定化を図ります。

### 6 未来に誇れるまち・阿波（共生・協働・行財政分野）

持続可能な市政を運営していくため、効率的で、限られた資源を最大限有効に活用する行財政運営の推進を図るとともに、協働のまちづくりを推進します。また、住民一人ひとりが最大限の力を発揮できるよう、人権を尊重し、多様な価値観を認め合える社会を構築します。

## Ⅲ 前期 基本計画

- 1. 計画の体系 …………… 18
- 2. 前期基本計画とSDGs …………… 19
- 3. 前期基本計画の施策一覧 ……… 20

# 1. 計画の体系

第3次阿波市総合計画前期基本計画の施策体系は以下のとおりです。

なお、基本計画の施策のうち、人口減少対策として重点的に取り組む施策については、第3次阿波市総合戦略の事業としても位置づけます。

将来像	基本理念	まちづくりの柱 (政策目標)	施策	総合戦略
<p>みんなでつくる 未来に誇れる やすらぎのまち 阿波市</p>	<p>協働・創造・自立</p>	<p>1 安全に暮らせるまち・阿波 (生活環境分野)</p>	1 消防・防災の充実	★
			2 交通安全・防犯の充実	★
			3 環境保全の推進	★
			4 ごみ処理等環境衛生の充実	
		<p>2 快適に暮らせるまち・阿波 (生活基盤分野)</p>	1 計画的な土地利用の推進	★
			2 道路・公共交通の充実	★
			3 住宅・公園・緑地の充実	★
			4 水道・排水処理の充実	
		<p>3 健康で共に支え合うまち・阿波 (健康・福祉・子育て分野)</p>	1 保健・医療の充実	★
			2 地域福祉の充実	
			3 子育て支援の充実	★
			4 高齢者福祉の充実	★
			5 障がい者福祉の充実	
			6 社会保障制度の適正運用	
		<p>4 誰もが学び、高め合うまち・阿波 (教育・文化分野)</p>	1 学校教育の充実	★
			2 生涯学習・生涯スポーツの充実	★
			3 文化・芸術の振興	
		<p>5 豊かで賑わいのあるまち・阿波 (産業分野)</p>	1 農業の振興	★
			2 商工業の振興	★
			3 観光の振興	★
			4 雇用対策の推進	★
			5 定住・移住対策の推進	★
		<p>6 未来に誇れるまち・阿波 (共生・協働・行財政分野)</p>	1 多様性を認める社会の推進	
			2 協働のまちづくりの推進	★
3 持続的な行財政運営の推進	★			
4 デジタル化の推進	★			

**阿波市総合戦略**

基本目標 1  
新しい人の流れづくり

基本目標 2  
地域における仕事づくり

基本目標 3  
結婚・出産・子育ての希望づくり

基本目標 4  
活力ある暮らしやすい地域づくり

## 2. 前期基本計画とSDGs

SDGsは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称であり、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された平成28（2016）年から令和12（2030）年までの国際目標です。

SDGsは、持続可能な世界を実現するための17のゴール及びその下位分類にあたる具体的な169のターゲットから構成されており、地球上の誰一人として取り残さないことを誓うものです。

またSDGsは発展途上国のみならず、先進国も取り組むべきユニバーサル（普遍的）なものであり、自治体として今後の施策の企画・立案・実行の各プロセスにおいて、SDGsの理念に配慮した行政運営に努めていく必要があります。

本市では、前回の総合計画に引き続き、新たな総合計画でも全ての施策を下記に示したSDGsの17のゴールに結びつけながら取り組みを実施し、誰一人取り残さない阿波市の実現を図って参ります。

SDGsの17のゴール



### 3. 前期基本計画の施策一覧

#### 政策目標1 安全に暮らせるまち・阿波（生活環境分野）

#### 1-1 消防・防災の充実



#### 現 況

#### 課 題

##### (1) 総合的な防災・減災体制の確立

- |   |   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 多様化・激甚化する災害等に備える体制の充実を図るため、各種計画・マニュアルの見直し、各種資機材の備蓄の推進、ニーズに沿った避難所の充実や住民参加型の防災訓練の実施等による、総合的な防災・減災体制の確立を進めています。</li> <li>● 災害時の情報収集手段として、インターネットは非常に有効で、必要性が高いものになっています。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 多様化する備蓄ニーズへの対応力不足、要配慮者支援の充実、デジタル技術活用の停滞（災害時におけるデジタル技術の活用を含む）が課題となっています。</li> <li>● 災害対策基本法における「避難場所」及び「避難所」、さらに災害時の拠点となる公共施設について、情報伝達手段を確保するため、無料Wi-Fiの環境整備を進めていく必要があります。</li> </ul> |
|---|---|

##### (2) 地域防災体制の充実

- |   |  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 現在の阿波市消防団の団員数は、条例で定める定数の約94%の充足率となっており、全国的にも比較的高い充足率で推移しています。</li> <li>● 更新計画に基づく消防車両の更新や、詰所の修繕を行っています。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 少子高齢化や人口減少が進む中、将来において消防団員の確保が難しくなることが予想されています。</li> </ul> |
|---|--|

##### (3) 常備消防・救急体制の充実

- |  |  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 阿波市、吉野川市の広域的連携にて運営を行っています。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢社会の進行に伴う救急件数の増加、救急業務の高度化に対応するための救急体制の充実を推進していく必要があります。</li> </ul> |
|--|--|

##### (4) 自主防災組織の育成

- |   |  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 小学校区単位で組織される小学校区自主防災組織連合会は、市内全10校区で設立され、毎年防災訓練を実施し、住民の防災意識の高揚及び技能の体得を推進しています。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢化や自治会の解散等により自治会単位での活動が困難になるケースが多くなりつつあります。</li> </ul> |
|---|--|

##### (5) 避難行動要支援者に対する避難支援体制の充実

- |  |  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害時の避難に手助けが必要な方のための「避難行動要支援者名簿」や「個別避難計画」を作成しています。また、災害時に要配慮者が避難するための福祉避難所を指定しています。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「個別避難計画」作成を進め、避難行動要支援者の避難支援体制整備の必要があります。また、制度の周知広報や避難支援等関係者との連携、特別な配慮を要する方のための福祉避難所の拡充が必要です。</li> </ul> |
|--|--|

##### (6) 治山・治水対策の促進

- |   |  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 排水施設等の適正な維持管理に努めています。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 施設が老朽化しており、定期的な設備の更新が必要です。</li> </ul> |
|---|--|

## ▷ 対策・取り組み

### （１）総合的な防災・減災体制の確立

- ① 備蓄ニーズの把握及び計画の推進や避難行動要支援者名簿等の整備の加速を図り、また、デジタル技術を活用した各種システムの構築等により、市・防災関連機関、市民が一体となった総合的な防災・減災対策の確立を進めます。
- ② 市内の避難所等、無料 Wi-Fi 設置予定箇所について、引き続き整備を行います。

### （２）地域防災体制の充実

- ① 防災学習を通じて、将来に向けた担い手育成、人材確保に努めます。
- ② 市、分団の両者において、様々な媒体を活用し募集活動を実施します。
- ③ 有効な補助制度も活用しながら、計画的に消防施設の更新を進めます。

### （３）常備消防・救急体制の充実

- ① 広域的連携のもと、常備消防・救急体制の充実を図ります。

### （４）自主防災組織の育成

- ① 自主防災組織連合会主催の防災訓練の充実や周知の工夫により、市民の防災意識の高揚に努めます。

### （５）避難行動要支援者に対する避難支援体制の充実

- ① 避難行動要支援者の情報提供の意思確認を得て、同意者に対して民生委員児童委員や地域の支援者等の協力を得ながら、「個別避難計画」の作成を進めていきます。
- ② 平常時から避難支援等関係者との連携と制度の周知広報を図ります。
- ③ 特別な配慮を要する方の心身の状況やニーズを踏まえ、福祉避難所の充実・確保に努めます。

### （６）治山・治水対策の促進

- ① 排水機場 3 箇所（伊沢田排水機場・中の坪排水機場・五明谷排水機場）を県営かんがい排水事業により、計画的に更新していきます。

指標名	単位	令和5年度 (実績値)	令和11年度 (目標値)
備蓄食数（合計）	食	9,752	10,400
無料 Wi-Fi システム設置箇所数	箇所	35	43
団員充足率	%	96.0	100
小学校区防災訓練参加者数	人	3,179	4,500
避難行動要支援者情報提供の同意率 (同意者/要支援者)	%	54.8	60.0
個別避難計画の作成済率 (作成者/要支援者)	%	26.4	30.0
福祉避難所	施設	11	13
改修箇所（中の坪、五明谷、伊沢田）	箇所	0	3

# 1-2 交通安全・防犯の充実



## 現 況

## 課 題

### (1) 交通安全意識の高揚

- 関係団体に対し、交通安全教育や広報・啓発活動が効果的かつ継続的に推進できるよう、支援を行っています。
- 交通事故件数は減少傾向にあるものの、重大な交通事故が相次いで発生しているため、交通安全意識のさらなる高揚に努める必要があります。

### (2) 交通安全施設の整備充実

- 関係機関と実施している「通学路の合同点検」や道路パトロール、住民要望などから、市道については建設課が整備を進め、国・県道については県に整備を要望しています。また、通学路においては、場所に応じてハード面やソフト面の具体的な対策を検討し、安全性の向上を図っています。
- 要望箇所への対応は概ねできていますが、危険箇所は他にもあり、これらの必要度を把握する必要があります。
- 対策未対応箇所については引き続き関係機関と協議を重ね、早期に安全対策が講じられるようにする必要があります。

### (3) 消費者教育・啓発の充実

- 消費生活センターでは、出前講座や消費者団体と協働したキャンペーン等を通じた啓発を行っています。
- 消費者トラブルを未然に防ぐため、消費者団体等の関係機関とも連携しながら、各年代に応じて知識の普及・啓発を継続して行うことが必要です。

### (4) 消費者行政の推進

- 消費生活センターの開設により、消費者トラブルや問い合わせに迅速に対応できるようになりました。消費生活相談では、問題解決に向けたアドバイス・事業者とのあっせん交渉・専門機関への案内等を行っています。
- 相談内容に応じて他機関と連携した対応が必要となります。また、多様化する消費者トラブルに対応するために、消費生活相談員の継続的な資質向上を図る必要があります。

### (5) 地域の安全活動の推進

- 青少年を巡る昨今の状況は、いじめや不登校、引きこもり、少年犯罪やSNS等でのトラブルなど、被害者や加害者にもなり得る様々な問題が発生しています。青少年育成センターでは、青少年の健全育成と非行防止及び地域住民の防犯意識を高める取り組みを行っています。
- 社会の変化に伴う問題に即応した活動を家庭や地域、関係機関と密接に連携を図りながら、青少年の健やかな成長と非行防止のための活動を行う必要があります。

### (6) 防犯環境の整備

- 夜間の通行の安全性確保と犯罪の未然防止のため、市内に防犯灯の設置を行っており、そのうちLED灯の割合は約82%となっています。
- 電気代や蛍光灯の球換えなどのランニングコスト及び、夜間の照度確保、農作物への影響などを考慮し、LED化を進める必要があります。

## ▷ 対策・取り組み

### (1) 交通安全意識の高揚

- ① 市民の交通安全意識の一層の高揚に向け、警察や関係機関・団体との連携のもと、各年齢層に応じた交通安全教育、広報・啓発活動を効果的かつ継続的に推進します。

### (2) 交通安全施設の整備充実

- ① 市道について、利用者数や交通安全施設の有無による危険度合い等を調査・検討し、必要度の高い箇所から、交通安全施設を順次整備していくとともに、国・県道についても、交通安全施設の整備充実を要請していきます。
- ② 安全対策実施後も対策内容の改善・充実を図るとともに、対策未対応箇所については引き続き関係機関と協議を重ね、早期に安全対策が講じられるよう取り組んでいきます。

### (3) 消費者教育・啓発の充実

- ① 市民の安心・安全な暮らしを確保するため、消費生活センターが中心となって消費者団体等と協働し、より効果的な消費者教育や啓発活動に取り組みます。
- ② 民間企業や個人に対し消費生活協力団体・協力員を委嘱し、生活に密着した地域の見守りに努めます。

### (4) 消費者行政の推進

- ① 消費者安全確保地域協議会と情報共有・連携し、消費者被害の早期発見・対応を図ります。
- ② 消費生活センターの周知徹底を図るとともに、研修等を通して消費生活相談員の育成・資質向上に取り組みます。

### (5) 地域の安全活動の推進

- ① 青少年を取り巻く環境の浄化活動として、不審者情報の提供や地域の安全を守る会との連携強化などを行い、安全で住みよい環境づくりを目指すとともに防犯意識を高めます。

### (6) 防犯環境の整備

- ① 灯具等の修繕のタイミングで蛍光灯からLED灯への取替えを引き続き行っていきます。

指標名	単位	令和5年度 (実績値)	令和11年度 (目標値)
交通安全施設の整備充実	—	要望	要望
通学路合同点検実施校数	校	14	14
出前講座・研修会等の参加者数	人	185	200
相談員等の研修参加回数	回	15	20
防犯教室・不審者対応訓練	校	7	7
防犯灯LED化率	%	81.7	100

# 1 - 3 環境保全の推進



## 現 況

## 課 題

### (1) 公害等環境問題への適切な対応

- 市民の健康や生活環境に影響を与える公害等を未然に防ぐため、関係機関等と連携し、環境パトロールなどを実施しています。
- 市民が健康で文化的な生活を確保するために、事業活動などを行う者が法律等による規制等を遵守できるように、さらなる情報提供が必要です。

### (2) 地球温暖化対策の推進

- 地球温暖化対策実行計画に基づき、温室効果ガス排出量の削減に向けて、市においては、省エネ設備への更新や機器等の適正利用によるエネルギー使用量の削減に取り組んでいます。また、住宅用太陽光発電システムなどの導入に対する支援を行っています。
- 市管理施設の省エネ機器や再生可能エネルギー導入については、改修を進めるべき施設が複数あるため、老朽化に伴う機器の更新時に優先度に応じて改修を進める必要があります。

### (3) 環境保全活動の実践及び促進

- 市が主体となり、市内の美化清掃活動を年1回行っています。また、環境保全活動を行う団体に対してごみ袋の配布をし、活動時に集めていただいたごみを市が回収しています。
- 市有墓地の利用者から施設の整備等に関する要望があります。
- 環境保全活動を行っている団体が固定化しているため、新たに活動の輪を広げることが今後の課題です。
- 市内には、管理・整備の必要な墓地が多数あるため、必要性の高いものから順次対応を行っていく必要があります。

### (4) 自然環境・景観の保全

- 環境基本計画に基づき、環境重視の特色あるまちづくりを総合的、計画的に進めています。
- 公共工事にあたっては、自然との共生や景観の維持に配慮した資材や工法の導入、リサイクル製品の積極的利用等が求められています。

### (5) 森林の適正管理の促進と保全・活用

- 本市では北部一帯に森林が広がっていますが、森林境界が不明瞭のため適切に間伐が行われていない所があります。また、森林について直に触れ合う機会が少ないと言えます。
- 水と緑の豊かな自然がある市として、ずっと住みたくなるまちづくりを実現するため、森林の適正管理の促進や保全・育成等に努め、森林についての理解醸成を図る必要があります。

## ▷ 対策・取り組み

### （１）公害等環境問題への適切な対応

- ① 国や県など関係機関と情報共有を図り、野焼きをはじめとする公害等環境問題の未然防止及び適切な対応に努めます。

### （２）地球温暖化対策の推進

- ① 未来を担う子どもたちの学ぶ場であり、かつ災害時の避難所に指定されている小中学校を優先的に、照明設備のLED化を進めます。
- ② 市管理施設の機器・設備更新時には、省エネ製品への転換などを行い、温室効果ガス排出量の削減に努めます。
- ③ 引き続き、住宅用太陽光発電システム導入補助金などによる支援を推進していきます。

### （３）環境保全活動の実践及び促進

- ① 広報活動等により、環境保全についてより一層の周知を図るとともに、グリーン購入運動などを推進し、市全体での環境保全活動を促進していきます。
- ② 多様化する市民ニーズを踏まえ、市有墓地の整備充実と適正管理に努めます。

### （４）自然環境・景観の保全

- ① 引き続き自然との共生や景観の維持に配慮した資材や工法の導入、リサイクル製品の積極的利用等による資源の有効活用に努めます。

### （５）森林の適正管理の促進と保全・活用

- ① 森林環境譲与税を活用し、国土の保全、水資源の涵養等多目的な機能の保全のため、保育間伐等の森林整備事業を実施します。また、森林の役割についての研修、植樹体験、木工クラフトを行い、森林についての理解を深めます。

指 標 名	単 位	令和5年度 (実績値)	令和11年度 (目標値)
広報掲載回数	件	2	2
住宅用太陽光発電システム導入補助金交付件数	件	26	30
ごみ袋配布枚数	枚	1,745	2,000
間伐実施面積	ha	12	10
境界明確化実施面積	ha	36	40

# 1-4 ごみ処理等環境衛生の充実



## 現 況 課 題

### (1) ごみ収集・処理体制の充実

- 広域的連携のもと、中央広域環境施設組合による適正な処理・処分、リサイクル等を推進するとともに、広報誌やごみ収集カレンダー、ごみ分別アプリの活用を推進しています。
- 一般家庭から出るごみの分別や生ごみの水切りが不十分であったり、リサイクルできる物がごみとして捨てられていたりするなど、ごみ出しルールが定着していないといった課題があります。

### (2) 4R運動の推進

- ごみの減量化と、ごみを出さない生活様式及び社会・経済システムへの転換に向け、広報・啓発活動を推進しています。
- ごみの分別促進や電気式生ごみ処理機購入補助、コンポストの無料配布等をするほか、ペットボトルの水平リサイクルによる持続可能な取り組みを行っています。
- ペットボトルの水平リサイクルなどを行っていますが、ごみの分別が十分にできていないケースが、多くみられ、その対応が必要となっています。
- 電気式生ごみ処理機購入補助については、近年の申請件数が増加傾向にあるため、引き続きニーズに対応していく必要があります。

### (3) ごみ不法投棄対策の推進

- 通報に応じて、関係機関等と見回りを実施するなどの対応や各種媒体での注意喚起などに取り組んでいますが、依然として不法投棄が行われているという実態があります。
- 人目につかない場所で行われることが多く、即時の対応が困難であり、不法投棄者を突き止めることが難しく、不法投棄場所が個人の所有であるため、行政としての対応が難しいケースが大半です。

## ▷ 対策・取り組み

### （１）ごみ収集・処理体制の充実

- ① ごみ収集カレンダーの各家庭への配布などを行うことで、分別やごみ出しルールの遵守、生ごみの水分の軽減によるごみの軽量化といった各家庭での取り組みを推進していきます。
- ② 高齢者等が粗大ごみを出す際に戸別収集を行うなど、収集体制の充実に努めます。
- ③ ごみの分別アプリ利用者を増やすことができるよう、広報活動にも取り組んでいきます。

### （２）４Ｒ運動の推進

- ① 資源ごみ（新聞紙、段ボール、雑誌、古着など）、家電及び鉄くずなどの回収や、ペットボトルの水平リサイクルについての周知、リユースプラットフォーム活用の推進などに取り組み、市全体で４Ｒ運動を促進していきます。
- ② ごみの減量化対策として、電気式生ごみ処理機購入への補助やコンポスト無料配布などにも引き続き取り組んでいきます。

### （３）ごみ不法投棄対策の推進

- ① 不法投棄の通報があった場合は、警察や地元関係者と連携した見回りを実施したり、土地管理者からの要望があれば不法投棄禁止の看板の配布をしたりしています。また、広報誌やCATVなどに不法投棄の現状を掲載し、注意喚起を促しています。さらに、公共の場所で頻繁に不法投棄をされる場合には、防犯カメラの設置なども行っています。

指 標 名	単 位	令和5年度 (実績値)	令和11年度 (目標値)
一般廃棄物排出量	t	6,217	5,670
ごみ分別アプリダウンロード世帯数	世帯	2,331	5,000
広報等掲載回数	回	1	1
電気式生ごみ処理機購入補助及び コンポスト無料配布件数	世帯	135	150
不法投棄防止看板設置箇所数	箇所	32	15

## 2-1 計画的な土地利用の推進



### 現 況

### 課 題

#### （1）適正な土地利用の推進

- |  |   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 開発審議会での土地利用関連計画の総合調整を行い、土地利用の明確化を図っています。</li> <li>● 国土利用計画に基づき、農業振興地域整備計画等の見直しや総合調整を行い、土地利用の明確化を図っています。</li> <li>● 開発事業の調整に関する条例等の運用を図り、適正な土地利用の推進と本庁舎を核とした中心拠点の形成に努めています。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 便利で快適な市街地環境や観光基盤の整備など、定住・交流人口の増加や利便性の向上等に向けた土地利用を進めていくことが重要な課題です。</li> </ul> |
|--|---|

#### （2）地籍調査事業の推進

- |   |  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 土地利用の高度化、地籍の明確化を図るため、地籍調査事業を実施しています。土成・市場・阿波地区はほぼ完了し、山間部の一部を残すのみで市全体の進捗率は82%です。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 平野部である吉野町において地籍調査未完了地区があるため、今後も取り組みを推進していく必要があります。</li> </ul> |
|---|--|

## ▷ 対策・取り組み

### (1) 適正な土地利用の推進

- ① 引き続き事業者や関連機関と協議を行い、市内土地利用の総合調整を行いつつ、土地利用の明確化を図っていきます。
- ② 土地利用に関連する法令や計画についての周知に努めるとともに、市条例等の適正な運用により、適正な土地利用を推進していきます。また、今後の市民ニーズや財政状況なども勘案しながら事業に取り組んでいきます。

### (2) 地籍調査事業の推進

- ① 土地の適正かつ有効な利用を図るため、調査体制の充実や市民への周知を行いながら、地籍調査事業を計画的、効率的に推進します。

指標名	単位	令和5年度 (実績値)	令和11年度 (目標値)
土地利用の総合調整（開発審議会）		—	—
土地利用の総合調整（国土利用計画）		—	—
適正な土地利用の推進		—	—
地籍調査事業の推進	%	84	100

## 2-2 道路・公共交通の充実



### 現 況

### 課 題

#### (1) 徳島自動車道の整備促進

- 徳島自動車道が横断し、土成インターチェンジ及び阿波パーキングエリアが設置されています。
- 令和元年度に「(仮称)阿波スマートインターチェンジ」が新規事業化され事業が進んでいるほか、令和2年度に阿波パーキングエリア付近7.5km区間の4車線化が完成しました。また、土成インターチェンジから「(仮称)阿波スマートインターチェンジ」付近までの約7.7km区間が令和2年度に新規事業化されています。
- 農業活動・地域経済活動・医療活動・災害発生時の物資輸送活動を支援するためにも、「(仮称)阿波スマートインターチェンジ」の早期完成が必要です。
- 徳島自動車道は暫定2車線区間が約8割を占めるため、利用者の走行性や安全性等が不十分です。災害時をはじめ、維持修繕工事においても長時間の通行止めが発生しています。

#### (2) 国・県道の整備促進

- 道路網は、東西方向に主要地方道鳴門池田線、南北方向に国道318号、主要地方道津田川島線及び志度山川線などの幹線道路が走る、国道1路線、県道14路線、市道2,846路線により構成されています。また、災害時の代替ルートの確保など、道路ネットワークの計画的な整備を進めるため、国・県への要望活動を行っています。
- 小規模の局部改良から大規模な道路改良まで要望は多岐にわたり、優先度を精査し、効果的な整備推進を図れるように継続した取り組みが必要です。

#### (3) 市道及び橋梁の整備・維持管理

- 地域間連携・交流の強化、利便性の向上に資する道路ネットワークを構築し、安全・安心で地域経済・産業の活力が向上する地域づくりを進めています。関係機関と連携しながら道路網の整備を計画的に進めています。
- 広域物資輸送拠点施設である市本庁舎及び交流防災拠点施設「アエルワ」等への市内外からのアクセスの向上、東西方向の道路網の充実、南北方向の幹線道路の整備など、全市的な活性化に向けた道路網の整備が課題となっています。
- 道路・橋梁の維持の要望箇所が増大傾向にあるため、計画的な整備を行うことが課題です。

#### (4) 安全で環境と人にやさしい道路空間づくり

- 広域的な幹線道路から身近な生活道路に至るまで、市内道路網の計画的な整備に取り組むとともに、安全で環境と人にやさしい道路空間づくりを進めています。
- 災害時におけるブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、危険性の高いブロック塀等の撤去及び安全なフェンス等への建替え費用に対して一部を助成しています。
- 高規格市道改良・舗装・自歩道整備工事等、国の補助金を活用し整備を進めていますが、増大するコストに対して優先順位や費用対効果を考慮し、計画的な整備を行っていくことが課題です。
- 費用が高額になるケースも多く、撤去や建替えが進んでいないという課題があります。

#### (5) 公共交通の充実

- 市民ニーズを踏まえた新たな公共交通として、令和元年度から2年間の実証実験を経て、令和3年度から「阿波市デマンド型乗合交通あわめぐり」が本格運行を開始しています。
- より市民に親しまれ、定着するように、利用促進に努めつつ、持続可能な公共交通を目指していく必要があります。

## ▷ 対策・取り組み

### (1) 徳島自動車道の整備促進

- ① 広域的な防災拠点としての機能の強化をはじめ、多様な分野における本市の発展の可能性を高めるため、関係機関と連携し「(仮称)阿波スマートインターチェンジ」及び土成インターチェンジから脇町インターチェンジ間の全線4車線化の早期完成を促進します。

### (2) 国・県道の整備促進

- ① 国道318号、県道志度山川線、県道宮川内牛島停車場線などの市内幹線道路の整備促進について、国・県等の関係機関へ積極的に要請していきます。

### (3) 市道及び橋梁の整備・維持管理

- ① 国・県道との連携や役割分担、市内地域間の連携強化、市本庁舎へのアクセスの向上等に配慮しながら、幹線市道から身近な生活道路に至るまで、市道網の整備を計画的、効率的に推進するとともに、市民との協働のもと、適正管理、維持補修に努めます。
- ② 橋梁長寿命化修繕計画に基づき、市内全域の橋梁点検を定期的かつ計画的に実施し、老朽化した橋梁の予防保全的な維持管理を行い、長寿命化を図ります。

### (4) 安全で環境と人にやさしい道路空間づくり

- ① 緊急車両・物資輸送車両が支障なく通行できる幅員の確保など、大規模災害に備えた道づくりをはじめ、環境・景観の保全と創造などに配慮した環境と人にやさしい道づくりを進めます。地域間連携・交流の強化、利便性の向上に資する道路ネットワークを構築し、安全・安心で地域経済・産業の活力が向上する地域づくりを目指します。
- ② 安全点検に関する周知とともに、支援を継続することで、より多くのブロック塀等の撤去や建替えを促進することに努めます。

### (5) 公共交通の充実

- ① 「阿波市デマンド型乗合交通あわめぐり」について、市民に長く親しまれるように、市民ニーズを踏まえながら、持続可能な公共交通となるよう取り組みを進めていきます。

指 標 名	単 位	令和5年度 (実績値)	令和11年度 (目標値)
(仮称)阿波スマートICの整備		整備	完成
土成・脇町IC間の4車線化の整備		整備	整備
国・県道の整備促進	回	1	1
市道及び橋梁の整備・維持管理 (社会資本総合整備事業)	%	55	100
危険ブロック塀等安全対策支援件数	件	16	20
阿波市デマンド型乗合交通あわめぐり 年間利用者数	人	13,632	13,000以上



## 現 況

## 課 題

## (1) 市営住宅の整備・活用

- 市営住宅等長寿命化計画に基づき、「安全・安心で良質な住宅」を供給するため、住宅の建替えを実施し、近隣小規模団地を集約するとともに、住宅の耐久性向上のため、屋上や外壁の長寿命化改善及び維持管理を年次的に進めております。
- 快適で安全・安心な住まいを確保するため、定住促進の視点や福祉的視点も加味しながら、市営住宅の建替え・改善等を計画的に進めていく必要があります。

## (2) 良質・安全な住宅建築及び改修の促進

- 空家等対策計画に基づき、防災・防犯・衛生・景観等の面で暮らしの安全・安心を守るため、老朽危険空き家等の除却を進めています。
- 地震発生時の被害を軽減するため、耐震性能を有していない民間木造住宅に対して、耐震診断及び耐震改修への補助を行うことで耐震性能の向上を図っています。
- 本市では北部一帯に森林が広がっており、地元産木材を使用した良質な住宅を建築することができます。
- 空き家の多くが、未相続や相続権者不明であること、所有者が市外に在住していること、除却費用の負担が高額になることなどにより、除却が進んでいないという課題があります。
- 近年は、耐震診断の申請件数が伸び悩んでいるのが課題です。
- 市民が地元産木材を使用して良質な住宅を建築し、本市に住み続けてもらうための支援が必要で。

## (3) 公園・緑地の管理体制の充実

- 子どもから高齢者、家族連れなど、幅広い年齢層の方々に利用されています。しかし、老朽化により遊具等が撤去された公園などもあり、今後の利活用方法について検討を進めているところです。また、利用者数にも偏りがあり、施設の集約なども並行して検討しています。
- 施設や遊具の老朽化が著しく、安全性の観点からも、早急な対応が必要です。また、近距離に用途が重複する施設が複数設置されている箇所もあり、集約化などを速やかに進めていく必要があります。さらに、維持管理についても、地域住民や市民団体等の民間活力による維持管理活動を促進していく必要があります。

## (4) 緑化・花づくりの推進

- 本市は水と緑の豊かな市であり、緑化推進による地球温暖化対策効果も期待されています。
- 景観の美化につながる緑化運動を推進していくためには、さらなる市民や市民団体等の協力が必要不可欠となります。

## ▷ 対策・取り組み

### (1) 市営住宅の整備・活用

- ① 市営住宅等長寿命化計画に基づき、セーフティネットの構築はもとより、若者の定住促進や高齢者・障がい者が安心して暮らせる住環境づくりを進めるため、住宅需要や社会情勢を踏まえて住宅整備等の必要性を見直しながら、市営住宅の建替えや用途廃止、長寿命化改善、維持管理を計画的、効率的に進めます。

### (2) 良質・安全な住宅建築及び改修の促進

- ① 空家等対策計画に基づき、老朽危険空き家等の除却を進めるほか、「空き家バンク」の活用の推進など、空き家の発生防止に努めます。
- ② 戸別訪問やダイレクトメールの送付を実施し、木造住宅所有者の耐震化を促します。また、パンフレットの配布を行い、補助制度の周知を継続します。
- ③ 市内等の山林から生産された木材を主要部材に一定割合使用し、かつ市内に住所がある建築士・工務店に依頼して新築しようとする者を支援します。

### (3) 公園・緑地の管理体制の充実

- ① 子どもをはじめ市民の身近な遊び、運動の場、健康づくり・交流・いこいの場を確保するため、安全性や市民ニーズを考慮した利用しやすい公園の整備を検討します。
- ② 地域住民や市民団体等による公園・緑地の維持管理活動を促進します。

### (4) 緑化・花づくりの推進

- ① 緑の募金活動を実施するとともに、自治会の各世帯へ花の種を配付、また、募金の一部を還元金とした市町村等緑化交付金を活用することにより、地元の団体や学校等へ花や木の苗を配付して緑化運動を促進し、市一体となった緑化運動を推進します。

指標名	単位	令和5年度 (実績値)	令和11年度 (目標値)
市営住宅管理戸数	戸	1,006	966
老朽危険空き家等の除却数	戸	10	10
耐震改修・耐震シェルター補助件数	件	7	15
木造住宅建築推進事業補助金交付件数	件	3	6
施設集約箇所数	箇所	1	(R7～R11) 3
花苗・苗木配布団体数	団体	42	45

## 2-4 水道・排水処理の充実



### 現 況

### 課 題

#### (1) 安心・快適な給水確保

- 安心・快適な給水の確保を図るため、施設点検及び水質管理を実施しています。
- 機器の故障により安定した給水ができなくなることや、水質汚濁による水質が悪化することが懸念されます。

#### (2) 給水サービスの充実

- 水圧の適正化や有収率の向上などを図っています。
- 水道管の老朽化などによる漏水は、有収率の低下につながります。

#### (3) 災害対策などの充実

- 災害に強い水道施設の構築に向けて、耐震管の布設工事を実施しています。さらに、非常時に備え、水を確保するための対策を講じます。
- 資材費の高騰、労務単価の上昇等により工事費が増額傾向です。災害時に備えるためにも持続可能な取り組みを進める必要があります。

#### (4) 環境・エネルギー対策の推進

- CO<sub>2</sub>排出量低減に向けた設備機器仕様の適正化や効率の良い施設運営を図っています。
- 従来使用していた機器が入手困難となっている場合があり、円滑な施設運営に支障をきたすおそれがあります。

#### (5) 水道事業の運営

- 水道事業の中長期的な将来構想を示した水道事業ビジョンを策定し、各種施策を推進しています。
- 人口減少により給水収益が低下しています。また、職員の高齢化により、安全な水道水を供給するための技術の継承が課題となっています。

#### (6) 汚水処理施設の適正管理

- 補助事業を活用するなどして設備機器の更新を適宜行い、適正管理に努めています。
- 施設の老朽化による維持管理費が増加しています。

#### (7) 生活排水対策の計画的推進

- 吉野町の一部地域に、農業集落排水処理施設を整備、それ以外の地域では単独処理浄化槽からの排水や未処理の生活雑排水が公共用水路などへ排出されています。なお、令和5年度末での汚水処理人口普及率は、徳島県平均が68.5%で、阿波市は63.9%です。
- 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽設置整備工事への転換費用が大きいので、単独処理浄化槽が故障しない限り、転換への意識が芽生えにくいです。特に単身世帯や高齢者世帯などは、合併処理浄化槽への転換には消極的になる傾向があります。

## ▷ 対策・取り組み

### (1) 安心・快適な給水確保

- ① システムで24時間機器の運転状況を管理しています。
- ② 職員が行う水質検査に加え、専門業者による水質検査を毎月実施しています。

### (2) 給水サービスの充実

- ① 定期的な漏水調査や、年次的な老朽管の布設替工事を実施し、給水サービスのさらなる充実に努めます。

### (3) 災害対策などの充実

- ① 舗装工事と時期を合わせるなど、工事費が削減できるような施工を心がけます。
- ② 耐震性のある配水池の整備を目指します。

### (4) 環境・エネルギー対策の推進

- ① 計画的な機器の更新を行います。
- ② 環境負荷を考慮し、あわせて調達期間を短縮するために特注品のポンプを汎用品のポンプへ更新します。

### (5) 水道事業の運営

- ① 施設の統廃合を行い、効率的な給配水の実施に努めるとともに、持続可能な水道事業運営が可能な体制整備にも取り組みます。

### (6) 汚水処理施設の適正管理

- ① 各種補助事業等も活用しつつ、適宜機器を更新しながら、汚水処理施設の適正な管理に努めていきます。

### (7) 生活排水対策の計画的推進

- ① 豊かで快適な水環境を保全するため、合併処理浄化槽の設置に対する補助金を交付します。また、ホームページや広報誌で補助金について周知を行っていきます。

指 標 名	単 位	令和5年度 (実績値)	令和11年度 (目標値)
水質検査	回	12	12
有収率	%	71.5	73.0
基幹管路の耐震化	%	30.7	33.0
施設の統廃合	箇所	0	2
排水基準 BOD 値の遵守	mg/ℓ	4	10
合併処理浄化槽設置数	基	61	65

## 3-1 保健・医療の充実



## 現 況

## 課 題

## (1) 市民の健康づくり活動の促進

- 急激な少子高齢化社会や生活習慣病が増加する中、全ての市民が生涯にわたって健やかで心豊かに生活していくためには、市民一人ひとりが健康づくりに取り組み、それを社会全体で支援していくことが重要となってきます。
- 健康意識の低い層に対しての食生活への意識改善や運動習慣の定着等、健康づくりを継続的に行ってもらうための取り組みやすい環境整備を行う必要があります。個人に応じたライフステージの課題を解決できるよう健康づくりを促すことも大切です。

## (2) 母子保健の充実

- 母子の健康の保持及び増進を図るため、妊娠・出産期から乳幼児期に至るまで、関係機関と連携しながら、健康診査、相談、訪問指導を推進しています。令和3年度からは産後ケア事業を開始し、産婦や新生児・乳児への支援を拡充しています。
- 近年、出産や育児に関する不安を抱える妊産婦が増加しています。また、子どもの肥満割合が増加傾向となっており、将来の肥満や生活習慣病のリスクが高まっています。これらのことから、妊娠期から次世代を見通した健康づくり対策が重要です。

## (3) 健康診査・保健指導等の充実

- 第3期保健事業実施計画に基づき、被保険者の健康増進のために健康診査・保健指導に取り組んでいます。特定健診受診率向上に向けた取り組みを行い、特定健診受診者の重症化予防に努めています。また、各種がん検診において受診率の向上に努め、早期発見・早期治療につなげます。
- 特定健診継続受診者及び新規受診者が減少しており特定健診受診率は伸び悩んでいます。生活習慣病の早期予防の視点において、若い年代の受診率向上が課題です。また、広報誌等で特定健診受診を呼びかけていますが、受診率向上につながりにくい状態です。

## (4) 感染症対策の推進

- 近年発生した、新興感染症については各関係機関と緊密な連携により先進的に取り組んできました。感染症対策についても、各関係機関と連携しながら、予防接種体制を整え実施しています。
- 感染症に対する正しい知識や予防対策などの周知・啓発を図るとともに、予防接種を推進し、感染症の発生及びまん延防止に努めることが重要となります。

## (5) 自殺対策の推進

- 自殺対策計画に基づき、自殺対策を支える人材の育成や市民への啓発と周知を主に事業を実施しています。また、ゲートキーパー等の研修会を行うことで、自殺予防の意識向上につなげています。
- 若年層に自殺予防の講話や相談窓口の紹介を行うことで、自殺予防の推進を図っています。
- 市民全体に対し、あらゆる機会を捉えた自殺予防対策に関する普及啓発活動に努める必要があります。
- 全国的に若年層の自殺者数が増加傾向にあることから、若年層を対象とした普及啓発活動の強化に努める必要があります。
- 自殺者の現状を常に見極めながら、アプローチの方法等を見直していく必要があります。

## ▷ 対策・取り組み

### （１）市民の健康づくり活動の促進

- ① 市民の健康づくりと運動の習慣化を目的にウォーキングイベントを開催します。
- ② 地域と連携し健康づくりを行えるよう、健康づくりに関しての情報提供を行います。
- ③ ライフステージに応じた健康課題を把握し、適切な保健栄養相談を行います。
- ④ 様々な食に関する情報の中から、市民自身が必要な情報を選択する力を身に付けることができるよう、普及啓発を行います。

### （２）母子保健の充実

- ① 母子の健康の保持及び増進を図るため、妊娠・出産期から乳幼児期に至るまで、関係機関と連携を図りながら、健康診査、相談、訪問指導等の母子保健事業を通して、次世代を見通した健康づくりを推進します。

### （３）健康診査・保健指導等の充実

- ① 受診率向上に向けて各種団体に受診勧奨・健康講座等を実施し、住民自ら健診受診の大切さに気づくような受診勧奨を行います。
- ② 子育て世代に対しては乳幼児健診を受診勧奨の機会と捉え、健診を受ける機会のない方が申し込みできるよう、乳幼児健診の案内通知に健診申込書を同封します。
- ③ がん検診の受診向上を図るためにパンフレット等の全戸配布を行い、広報誌、ホームページ等での検診案内をし、個別医療機関検診を県内広域で実施します。集団検診は複数のがん検診受診を可能にし、休日の実施日も設けます。

### （４）感染症対策の推進

- ① 感染症について、平時から国や県、医療機関と連携協力し、感染症の発生・まん延防止対策を進めるとともに、発生時にも迅速かつ適切に対応できる体制を強化していきます。
- ② ワクチンの有効な感染症においては、接種機会を逃さないよう予防接種の重要性について個別通知等の接種勧奨を積極的に行い、接種率の向上に努めます。

### （５）自殺対策の推進

- ① あらゆる機会において啓発活動を行い、関係機関とも連携を図りながら、効率的な自殺対策に対する正しい知識の普及啓発活動に努めます。
- ② ゲートキーパーを養成する機会を設け、自殺対策の意識向上を図ります。
- ③ 若年層の自殺対策を継続して実施・強化することで、自殺者の増加を防ぐことにつなげます。

指 標 名	単 位	令和5年度 (実績値)	令和11年度 (目標値)
ウォーキングイベント延べ参加者数	人	81	100
妊婦一般健康診査受診率	%	74.6	80
3歳児健診での肥満の割合	%	7.7	4.0
特定健診受診率	%	(見込み値) 37.2	60
特定保健指導率	%	(見込み値) 80.0	95
麻しん風しん混合ワクチン接種率	%	1期：90 2期：88	1期：95以上 2期：95以上
自殺予防に関するパンフレット配布率	%	100	100

## 3-2 地域福祉の充実



### 現 況

### 課 題

#### (1) サービスを利用しやすい環境づくり

- 第3次地域福祉計画を策定し、地域福祉活動の担い手の育成や活動の支援、推進を図っています。
- 関係機関との連携を強化し、地域住民や団体等が自主的に参画する仕組みを実現することが必要です。

#### (2) 成年後見制度利用促進に向けた取り組み

- どこにいても、誰もが自分らしい生活を守るための制度として、必要な時に成年後見制度を利用できるよう、地域連携ネットワークの構築に取り組んでいます。
- 中核機関を令和5年3月に設置し、権利擁護支援相談員を配置、相談対応を行っていますが、高齢者の増加とともに、認知症高齢者や支援できる身寄り等がない事例も増えており、今後、関係機関や住民からの相談件数がさらに増加することが予測されます。

#### (3) 地域福祉を支える多様な担い手の育成

- 地域の社会福祉活動の中核的な役割を社会福祉協議会が担っています。社会福祉協議会と各種福祉団体、ボランティア団体が連携し、地域に密着した様々な活動を展開しています。
- 福祉ニーズや多様化した生活課題に対応できるよう、社会福祉協議会や各種福祉団体等の活動を支援し、地域福祉体制の充実を図ることが重要です。

#### (4) 地域で支え合うネットワークづくり

- 高齢者や障がい者等が孤立せず、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、民生委員児童委員や老人クラブ等による見守り活動の推進に努めています。
- 核家族化が進み、高齢者世帯が増加し、隣近所の付き合いも希薄になってきています。訪問活動を担ってきた会員等の高齢化も進んでいます。
- 現在9箇所の事業所と見守り協定を締結していますが、人口規模から考えるとまだ十分とは言えない部分もあるため、市民や民間事業所に対し、さらなる普及啓発や事業説明が必要です。

## ▷ 対策・取り組み

### （１）サービスを利用しやすい環境づくり

- ① 地域福祉が抱える課題を解決するため、次期地域福祉計画の策定を進めます。

### （２）成年後見制度利用促進に向けた取り組み

- ① 支援を必要とする人が適切な支援につながるよう、本市で取り組んでいる成年後見制度の利用支援事業の周知・啓発活動を行い、地域住民の成年後見制度への理解を深めていきます。
- ② 中核機関の整備として、広報機能・相談機能・成年後見制度利用促進機能・後見人支援機能を充実させ、関係課とも協議し、近隣市町村の現状を把握しながら、適切な支援を行います。

### （３）地域福祉を支える多様な担い手の育成

- ① 地域福祉活動の中核的役割を担う社会福祉協議会の運営を支援し、各種活動の活性化を促進するとともに、各種福祉団体やボランティア団体等の活動支援に努めます。

### （４）地域で支え合うネットワークづくり

- ① 民生委員児童委員や老人クラブ等による見守り・活動訪問を充実させます。訪問活動を担う団体の会員等の加入促進を推進します。
- ② 高齢者等の生活状況の見守りに関する協定事業所や協力事業所の増加に取り組むとともに、市民への高齢者見守り体制についての普及・啓発に取り組みます。

指 標 名	単 位	令和5年度 (実績値)	令和11年度 (目標値)
中核機関相談件数	件	7	20
ボランティア連絡協議会会員数	人	346	500
民生委員児童委員相談・訪問件数	件	8,920	9,000
協定事業所	箇所	8	12

## 3-3 子育て支援の充実



### 現 況

### 課 題

#### (1) 多様な子育て支援施策の推進

- 近年、少子化や、核家族やひとり親家庭の増加、女性の就業率の上昇、物価の高騰など子育てを取り巻く環境は、厳しい状況です。
- 保護者の多様化するニーズに対応するため、経済的支援や、子育て支援サービスの充実・施設整備・子育て施策の情報発信などを行うことが必要です。
- 少子化への対策として、妊娠期から出産後の経済的な支援や子育て世帯の定住を促す対策が必要とされています。

#### (2) 健やかな成長を促進するための子育ての不安の軽減

- 少子化や核家族化、地域コミュニティの希薄化などを背景とし、若年出産や家族の支援が得られないなどの理由から、出産前から見守りや支援が必要な特定妊婦が増加傾向にあります。
- 妊娠期から出産・育児において、子育て世代包括支援センターを中心として、切れ目のない支援を行い、母親の不安感・負担感の解消に努める必要があります。

#### (3) 仕事と家庭生活の両立の支援

- 多様化する就労形態などにより、仕事と育児、家事とのバランスをとることが難しく、職業生活と家庭生活の両立を支援することが重要です。
- 気軽に子どもを預けられる場所の整備など、子育てしやすい環境整備に努める必要があります。

#### (4) 要保護乳幼児・児童等への対応の推進

- 近年、虐待やネグレクトの件数が増加しています。また、ヤングケアラーや子どもの貧困といった問題が全国的に顕在化しています。
- 支援が必要な子どもや家庭を早期に発見し、切れ目のない、きめ細やかな相談支援を行う必要があります。

#### (5) 青少年の健全育成の推進

- 少子化、核家族化、地域における地縁的なつながりの希薄化など、子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変化する中、家庭や地域の教育力の低下が懸念されています。
- 家庭や社会環境などに起因する非行や引きこもりなどの事案については、当事者のプライバシーに配慮しながら問題の背景を把握するとともに、地域が子どもや家庭環境を支援できるネットワークづくりを整備する必要があります。

#### (6) 青少年の体験・交流活動の充実

- 青少年の社会性や郷土愛を育む観点から、子どもの人間形成にとって日常生活での生活体験、活動体験を豊かにすることが必要であると考え体験学習活動の場の提供に努めています。
- 少子化の進行により対象となる児童生徒数が減少していることから、可能な限り多くの子どもが参加する体験学習を実施する必要があります。また各講座や体験学習の指導者の確保も課題としてあります。

## ▷ 対策・取り組み

### （１）多様な子育て支援施策の推進

- ① 保育料の軽減や各種手当の支給、子育て支援センターの充実といった経済的・精神的負担軽減に取り組むことに加え、多様なニーズに対応できる保育サービスの充実を図ることで、切れ目のない子育て支援を推進します。
- ② 子育てハンドブックや子育て支援アプリ「ぼかぼか」、ホームページなどを活用し、子育て支援施策の情報発信に努めます。
- ③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるために支援します。

### （２）健やかな成長を促進するための子育ての不安の軽減

- ① 令和6年4月に設置した「こども家庭センター」において、妊娠期から出産・育児について切れ目のない支援を、子育て世代包括支援センターを中心に行います。
- ② こんにちは赤ちゃん事業により、子育てに関する情報の提供や、育児についての相談に応じます。

### （３）仕事と家庭生活の両立の支援

- ① 子育てと仕事の両立が図れるようファミリー・サポート・センター事業の充実や放課後児童クラブ等の施設整備を行い、多様化する保育ニーズに対応し、児童の健全な育成を図ります。

### （４）要保護乳幼児・児童等への対応の推進

- ① こども家庭センターにおいて、要保護児童対策地域協議会の仕組みを活用し、関係機関と連携しながら、虐待の防止や早期発見を行い、子どもの安心・安全を確保します。

### （５）青少年の健全育成の推進

- ① 青少年健全育成市民会議と青少年育成センターを中心に、家庭、地域、学校、警察等、関係機関が連携し情報収集を図り、街頭での巡回補導や保護者からの相談対応、児童生徒の登下校時の事故や犯罪等から守るためのパトロール活動を実施し、青少年の健全育成と非行防止等に取り組んでいます。

### （６）青少年の体験・交流活動の充実

- ① 自ら学び考え、地域の自然とのふれあいを通じて生きる力を育むことができるよう、親子を対象とした講演会や親子参加型体験学習を進めます。
- ② 青少年の居場所づくりの推進として、スポーツを中心としたサークル活動を支援します。

指標名	単位	令和5年度 (実績値)	令和11年度 (目標値)
HP 子育て・教育トップページ閲覧件数	件	1,625	1,800
子育て支援アプリ登録者数	人	249	300
阿波っ子応援券配布部数	人	356	400
阿波っ子応援券利用率	%	79.1	100
阿波市でのマッチング登録会開催回数	回	4	4
子育て世代包括支援センター利用者数	人	567	600
ファミリー・サポート・センター登録会員数	人	769	900
放課後児童クラブ登録児童数	人	469	570
要保護児童対策地域協議会実務者会議開催回数	回	8	8
相談対応	回	98	100
登下校時のパトロール実施回数	回	305	300以上



## 現 況

## 課 題

## (1) 健康づくり・介護予防の推進

- 後期高齢者の健康の保持増進を目的に、令和3年度より「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業」に取り組んでいます。
- 認知症予防や生活習慣病の重症化予防を行い、地域リハビリテーション活動支援事業で運動を習慣化し、介護予防につなげられるように取り組んでいます。
- 後期高齢者健診受診率は増加していますが県内では低く、がん検診の受診率も合わせて、健診の受診率が課題です。
- 高齢になるに従って健康管理が困難となるため、より早期の段階での保健指導が必要です。
- 講座や研修の開催場所に偏りがあるので、多くの人が受講できるように開催場所を増やしていく必要があります。

## (2) 高齢者サービス提供体制の充実

- 高齢者や家族関係者などから、電話相談や来庁相談、個別訪問を受けて、高齢者の心身の状況、生活状況に必要な支援の把握をし、必要なサービスや制度につなげられるように相談支援を行っています。
- 一人暮らしや高齢者のみの世帯のほか、何らかの支援を要する高齢者が増えており、介護サービスのみで支援することが困難なケースがあります。

## (3) 安心な生活の確保

- 認知症の方と家族が安心して地域で暮らすことができるように認知症について正しく理解し、認知症の人と家族を支える役割を担う認知症サポーターの養成を行っています。
- 当事者への対応面などを具体的に伝えていく必要があります。また、新規の受講団体が少ないため、若年者を含め、積極的に働きかけていく必要があります。

## (4) 生きがいづくり・社会参加の促進

- 近年は、高齢化が進み一人暮らしの高齢者が増え、社会から孤立していくケースも少なくありません。高齢者が健康で、住み慣れた地域で生きがいを持ち、社会参加ができるような支援を進めています。
- 高齢者が健康で生きがいを持って暮らし、自らの持つ経験や能力を生かし、楽しみながら地域社会に貢献することが、ますます重要になっています。

## ▷ 対策・取り組み

### （１）健康づくり・介護予防の推進

- ① 健診・がん検診の受診率の向上のため、様々な機会を捉えた周知や、医療機関と連携した受診勧奨等を行っていきます。また、健診を継続して受診してもらうために、保健指導で健診の重要性を伝えていきます。
- ② 若い年齢からの健診の受診勧奨や、対象者を明確にした生活習慣病予防のための保健指導に努めていきます。
- ③ 65歳以上の高齢者を対象に要支援・要介護状態になるのを予防するため、介護予防普及啓発事業や地域介護予防活動支援事業、地域リハビリテーション活動支援事業などを実施することにより、介護予防の推進を図ります。

### （２）高齢者サービス提供体制の充実

- ① 地域包括支援センターを中心に様々な関係機関との切れ目のない体制づくりに努め、総合相談事業や権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメントの充実、在宅医療と介護の連携推進、地域ケア会議の推進・強化を図ります。

### （３）安心な生活の確保

- ① 地域住民の認知症に対する知識や理解を深めるとともに、認知症サポーターの養成・活用を行い、地域全体で認知症高齢者や家族を支える見守りネットワークの構築を図り、様々な関係機関と連携し、認知症の早期対応・重度化の防止に向けた取り組みを実施します。

### （４）生きがいくくり・社会参加の促進

- ① 高齢者の学習・文化・趣味・レクリエーション・ボランティア活動等の機会の拡充に努めるとともに、老人クラブや小地域交流サロン、高齢者グループの活動支援を行います。
- ② シルバー人材センターの支援と高齢者労働力の有効活用を図ります。

指標名	単位	令和5年度 (実績値)	令和11年度 (目標値)
後期高齢者健診受診率	%	15.7	25.0
後期高齢者保健指導・健康教育実施者数	人(延べ)	177	200
介護認定率	%	18.0	19.0
総合相談件数	件	1,846	2,100
認知症サポーター数	人	130	150
老人クラブ連合会会員数	人	801	1,000
いきいきシニア活動支援事業補助金交付団体数	団体	9	10
シルバー人材センター受注件数	件	5,335	5,800

## 3-5 障がい者福祉の充実



### 現 況

### 課 題

#### (1) 障がい者相談体制の充実

- 精神障がいについての正しい知識の普及啓発を行うとともに、精神保健に関する相談や退院に向けての支援として、保健所や相談支援事業所と連携を図りながら、電話相談や必要に応じて訪問活動を行っています。
- 障がい者の相談支援の中核的な役割を担う機関として、基幹相談支援センターの設置に向けて準備を進めています。
- 精神障がい者の中には、複雑な家族背景や地域での生活が困難な事例があり、精神障がい疑われても病院受診につながらなかったり、体制整備が十分でないことから、長期入院となり、在宅生活に移行できない場合があります。

#### (2) 障がい福祉サービス等提供体制の充実

- 障がい者が、自己決定に基づいて日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がい者計画等の策定や、必要なサービスの給付、就労移行支援等の訓練サービスの充実に努め、福祉の増進を図っています。
- 制度改正や障がい者及びその家族からの多様なニーズに対応するため、障がい福祉サービス等の必要量を見込み、サービス提供体制の充実を図る必要があります。

#### (3) 生活支援の充実

- 障がい者の経済的負担を軽減するため、各種手当の支給や助成等を行っています。
- 障がい者の虐待防止や権利擁護の推進を図っています。
- 各種制度の周知に努めるとともに、庁内関係部局と情報共有を図り、連携して事業を実施する必要があります。

#### (4) 医療助成の充実

- 障がい者や、身体障がいをもたらしている一定の症状に対し、医療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図っています。
- 年々、医療費が増加しています。

#### (5) 地域生活支援事業の推進

- 障害者総合支援法に基づき、相談支援や日常生活用具の給付、コミュニケーション支援等の事業を実施しています。
- 関係機関と情報共有を図り、連携して事業を実施する必要があります。

## ▷ 対策・取り組み

### （１）障がい者相談体制の充実

- ① 精神障がいについての正しい知識の普及に努めつつ、障がい者や精神保健に課題がある人からの相談事業や家庭訪問などについて保健所と連携しながら支援します。また、精神障がい者の地域への円滑な移行・定着を進められるよう、精神障がい者の退院後の支援に係る取り組みを進めます。
- ② 総合的な相談支援体制の充実を図るため、基幹相談支援センターの設置に向けて取り組みます。

### （２）障がい福祉サービス等提供体制の充実

- ① 障がい者の実情に合わせたサービスの給付や就労移行支援等の訓練サービスの充実に努めるなど、サービス提供体制の充実を図るとともに、通所によるサービスを給付することにより、児童の発達の基礎づくりを行い、福祉の増進を図ります。
- ② 障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画に基づき、さらなる各種サービスの提供体制の充実を図ります。

### （３）生活支援の充実

- ① 各種手当の支給や助成事業等を実施し、障がい者の生活支援や在宅での生活を維持・継続できるような住みやすい環境づくりを推進します。
- ② 障がい者虐待防止センターを設置し、虐待の防止や権利擁護を関係機関と連携し、推進します。

### （４）医療助成の充実

- ① 自立支援医療（更生・育成医療）給付事業や重度心身障害者等医療費助成事業を実施することで、障がい者の経済的負担を軽減し、福祉の増進を図ります。

### （５）地域生活支援事業の推進

- ① 相談支援事業では、障がい者やその家族からの相談に対し、情報の提供など必要な支援を行います。
- ② 日常生活用具給付事業では、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進を図ります。
- ③ コミュニケーション支援事業では、障がい者等とその他の者の意思疎通を支援するため、手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

指標名	単位	令和5年度 (実績値)	令和11年度 (目標値)
精神保健に関する相談件数	人	—	200
基幹相談支援センターの設置	設置数	—	1
障害者自立支援事業給付費等事業 計画相談支援利用者数	人	670	500
障害児通所支援給付費事業 新規相談件数	人	42	40
心身障害者扶養共済掛金助成事業 共済制度加入に関する相談件数	人	0	3
相談支援事業 相談支援件数	人	4,136	4,500
コミュニケーション支援事業 支援件数	人	45	45

## 3-6 社会保障制度の適正運用



### 現 況

### 課 題

#### (1) 相談支援体制の充実

- 生活保護の被保護世帯数・被保護人数は、横ばい傾向ですが、被保護者の高齢化や保護期間の長期化が進んでいます。また、生活困窮者自立支援制度では、生活保護に至る前の段階の生活困窮者への相談支援を行っています。
- 平成27年度から始まった生活困窮者自立支援制度は、制度の周知が重要です。また、被保護者や生活困窮者の実態に応じた相談支援を行うため、相談支援体制の充実を図る必要があります。

#### (2) 国民健康保険事業の健全化

- 国民健康保険制度は、加入者の年齢構成が高く医療費水準が高いことに加え、低所得者が多いという構造的な課題を抱えています。平成30年度から県が責任主体となり、財政運営が広域化されましたが、高齢化や医療の高度化等に伴う医療費の増加が今後も見込まれる中、事業の安定的な運営を図るためには、医療費の抑制や収入確保等への取り組みはますます重要となっています。
- 国保加入者は、人口減少や団塊世代の後期高齢者医療への移行等の影響により年々減少しており、保険税の収入も、加入者の減少や所得の低下に伴い減少が続いています。その一方で、一人当たりの医療費は増加していることから、加入者の健康づくりや重症化予防の取り組みをはじめ、適正受診・服薬の促進など医療費の適正化に向けた取り組みを一層推進する必要があります。

#### (3) 国民健康保険税の収納率向上

- 近年、急速な高齢化や医療の高度化等による医療費の増大、厳しい経済情勢等に伴い国民健康保険財政への負担が大きくなっており極めて厳しい状況にあります。国民健康保険財政の健全化と税負担の公平性に向けて滞納整理を強化した結果、徴収率は緩やかではありますが上昇傾向にあります。
- 国民健康保険制度の円滑な運営に向けて、さらなる収納強化対策が必要となります。税負担の公平性を保ち、国民健康保険税の安定した確保に向け、効率的・効果的な徴収体制を構築し、多様な納税催告手段により、自主的な納付の呼びかけが必要です。悪質・高額滞納者に対する滞納処分等を強化する対策が必要です。

#### (4) 国民年金制度の啓発

- 全国的に保険料の納付率は上昇傾向であり、令和5年度には過去最高を更新しています。
- 20歳以上の全ての人が共通して加入する国民年金について、制度の内容やメリット、保険料の納付方法や免除の手続きなどについて広く周知する必要があります。

## ▷ 対策・取り組み

### （１）相談支援体制の充実

- ① 民生委員児童委員や関係機関と連携のもと、生活困窮者自立支援制度の周知を図るとともに、被保護者や生活困窮者の実態を的確に把握しながら、より効果的な相談支援に努めます。

### （２）国民健康保険事業の健全化

- ① 第3期保健事業実施計画に基づき、関係部門が連携しながら、健診受診率の向上や効果的な保健指導等、積極的な保健事業を展開し、疾病の発症及び重症化の予防に取り組みます。
- ② 適正な保険給付を行うため、引き続き診療報酬明細書点検の強化に努めるとともに、ジェネリック医薬品の使用や適切な受診・服薬に関する啓発活動を一層推進し、医療費の抑制に努めます。
- ③ 国保事業の健全運営に向けて、保険税の適正賦課に努めるとともに、県が示す標準保険税率や納付金の額、基金残高等を勘案しながら、適切な保険税率を設定します。

### （３）国民健康保険税の収納率向上

- ① 滞納対策を全庁的に捉え、市税等収納率向上対策本部会議を開催し、管理職による一斉徴収を実施します。
- ② 国民健康保険税の効率的・効果的な徴収体制を構築するため研修等を行い、職員の人材育成に努めます。
- ③ 国民健康保険税現年課税分の徴収強化のため、キャッシュレス納付や口座振替等、多様な納付方法の周知により、納付者の利便性を図ります。
- ④ 県税局との連携や滞納整理機構への移管等による徹底した滞納整理に取り組み、収納率の向上を目指します。
- ⑤ 税制改正等に迅速に対応し、適正かつ公平な課税を行い、安定的な自主財源を確保します。

### （４）国民年金制度の啓発

- ① 広報誌やホームページへの記事の掲載、ポスターの設置、「阿波市二十歳のつどい」でのパンフレット配布などを行い、国民年金制度の周知・啓発を図っています。

指標名	単位	令和5年度 (実績値)	令和11年度 (目標値)
支援件数（生活困窮者自立支援制度）	人	29	35
ジェネリック医薬品普及率（数量ベース）	%	68.9	75.0
国保税収納率	%	87.3	87.3以上
広報誌への記事掲載回数	回	12	12

## 4-1 学校教育の充実



## 現 況

## 課 題

## (1) 学校施設の整備

- 学校施設長寿命化計画に基づき、小・中学校施設の長寿命化を目的とした改修や各教室への空調設備の導入を計画的に取り組んできました。特に空調設備については、全ての普通教室及び特別教室を対象に整備を進めてきました。
- 学校施設の長寿命化を目的とした改修については、今後も計画的に実施します。しかし、建築後40年以上の施設が大半を占める上、児童生徒数の減少が顕著であるため、学校の統廃合等も考慮した施設の整備計画が必要です。また、これまでに整備した設備について、更新を行う必要があります。

## (2) 学校施設における ICT の整備

- 令和3年度から令和5年度の3年間で、小・中学校の全ての普通教室に大型提示装置（電子黒板機能付きプロジェクター）を整備し、ICTを活用した教育を推進しています。
- 令和2年度に全小・中学校に整備した1人1台のタブレット端末や導入しているソフトウェアについて、令和7年度に更新を予定していることから、現状の課題等を整理し、計画的に整備を進めていく必要があります。

## (3) 教育内容の充実

- タブレット端末等のICT機器を活用した「楽しくて、わかる授業」の実践に取り組んでいます。また、ICT支援員を各学校に派遣し、技術面・運用面での支援や教職員の育成を図っています。
- 英語に触れる機会を増やし、小学校から英語活動を通じて外国の生活や文化などに慣れ親しみ、英語に対する興味・関心を深めることができるよう取り組んでいます。
- 市内の社会科見学等の体験活動を通して、子どもたちの郷土を愛する心を養う教育に取り組み、郷土愛の醸成に努めています。
- 教職員がICT機器等を十分に活用できるよう、研修を引き続き実施する必要があります。
- 小学5年生から、英語が「教科」として扱われるようになったので、児童の英語に対する興味関心を維持することが課題となっています。
- 社会科見学以外にも、家庭や地域との連携・協働を進め、地域の教育力を積極的に活用していく必要があります。

## (4) 地域とともにある学校づくり

- 各学校において学校運営協議会を設置・実施し、児童生徒や学校が抱える複雑で多様化した課題について地域住民等と共有するとともに、課題解決に向けて協議し、学校運営の改善を図っています。
- 当該制度を有用なものにするためには、参画する地域住民の継続的な確保が必要となります。

## ▷ 対策・取り組み

### （１）学校施設の整備

- ① 児童生徒の安全を守り、安心して機能的かつ豊かな教育環境を確保するため、必要な施設整備に取り組みます。また、既に整備している設備等を計画的に更新します。

### （２）学校施設における ICT の整備

- ① ICT 支援員や教員等から聞き取りを行い、現状の課題を分析します。また、ソフトウェアの更新時には、各校の情報教育担当者に対して説明会を実施し、選定に向けての意見を収集し、教育効果が高められるようにします。

### （３）教育内容の充実

- ① 教職員や ICT 支援員と連携しながら、1人1台のタブレット端末や大型提示装置（電子黒板機能付きプロジェクターなど）を活用した授業の進め方を計画・実践し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実を図ります。
- ② 児童が英語学習に興味を持ち、楽しみながらコミュニケーション力の素地が養えるような授業の充実を図ります。
- ③ 体験活動のより一層の充実を目指し、市内の社会科見学を実施します。また、地域の教育力を積極的に活用し、郷土の自然環境、歴史文化及び郷土芸能等に触れる機会を促進します。

### （４）地域とともにある学校づくり

- ① 授業や学校行事等の教育活動に対して、地域住民に広く参画を促すことで、「地域とともにある学校」を目指し、学校運営の改善を促進します。

指標名	単位	令和5年度 (実績値)	令和11年度 (目標値)
1日の学校生活でGIGA 端末を利用した児童生徒の割合	%	—	90.0
郷土を愛する心を養う授業の実施時間数	時間	10	13
各校の学校運営協議会実施回数	回	2	2

### (5) 悩みや不安の解消、心の問題への対応

- 定期的なカウンセリングだけでなく、教員等と連携を密にした対応を行い、児童生徒や保護者の悩みや不安の解消、心の問題の未然防止や早期発見に取り組んでいます。
- 不登校対策協議会を開催し、多面的な視点から児童生徒の適切な支援について検討を行っています。
- 不登校傾向の児童生徒が実際にスクールカウンセラーに相談する件数が少なく、必要な支援を探るためにも、相談機会を増やしていくことが必要です。
- 市全体での会議のみではなく、校区別の会議を行うなど、より多くの情報交換の機会を設けていくことが必要です。

### (6) 特別支援教育の充実

- 特別な支援を必要とする児童生徒の支援充実のために、関係機関との連携推進部会を開催することで、教育、福祉、行政の連携を推進しています。また、特別支援教育に関する教職員の研修会を行っています。
- 教育、福祉、行政の連携のため研修会や特別支援教育に関する研修会等を継続して行う必要があります。

### (7) 食育・地産地消の推進

- 給食の時間における食に関する指導や学校食育推進パワーアップ作戦、「Awa産 Our 消 Myメニューコンクール」等を実施し、食に関する指導や食事の重要性、地域の農産物への興味・関心を高めています。
- 学校給食地産地消推進計画に基づき、関係機関と連携し、学校給食における阿波市産農産物の継続的な利用に努め、地産地消を推進しており、米を除く学校給食における青果物の地産地消率は60%を超えています。
- 栄養教諭と学校担任を中心として、市内全小中学校を対象とし、それぞれの学年に応じたテーマの食育授業を実施しています。
- 児童生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養い、日常の生活で実践することで、健康な生活を送るために必要な自己管理能力を身に付けることができるように食育を充実していく必要があります。また、新鮮で安心な阿波市産農産物を積極的に取り入れ、健康的な食生活を実践することにより、心と身体の健康を維持し、「生きる力」を育むことが重要です。
- 「食」に関する正しい理解や、食事に至るまでには多くの人々の苦労や努力があることを伝えていくことが重要です。
- 家庭や地域、関係機関と連携しながら、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう取り組む必要があります。

## ▷ 対策・取り組み

### （５）悩みや不安の解消、心の問題への対応

- ① スクールカウンセラーへの相談機会や様々な相談機関について、保護者への十分な情報提供を行います。
- ② スクールカウンセラーと学校との連携を密にし、相談機会を増やすとともに、継続して相談しやすい環境を整えます。
- ③ 不登校対策協議会での協議内容については、各校において全教職員で情報共有を図り、今後の対応について再検討を行います。

### （６）特別支援教育の充実

- ① 関係機関との連携の充実を図るとともに、教職員のニーズや学校の実態に合った特別支援教育に関する研修会を実施します。

### （７）食育・地産地消の推進

- ① 給食の時間における食に関する指導、小学校１・２・６年生と中学校１・３年生を対象にした学校食育推進パワーアップ作戦、「Awa産 Our 消 Myメニューコンクール」等の実施など、食育に積極的に取り組んでいきます。
- ② 学校給食地産地消推進計画に基づき、関係機関と連携し、学校給食における阿波市産農産物の継続的な利用に努め、地産地消を推進します。
- ③ 児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けるために、学校や関係機関と連携を図りながら授業を行うなど、食育に関する取り組みを推進します。

指 標 名	単 位	令和5年度 (実績値)	令和11年度 (目標値)
スクールカウンセラーとの相談時間	時間	164	165
連携推進部会開催回数	回	1	1
食育授業実施学年数	学年	9	9
学校給食における青果物の地産地消率（米を除く）	%	67.7	68.0
食育計画に基づき、家庭・地域と連携して取り組む学校数	校	14	14



## 現 況

## 課 題

## (1) 生涯学習推進体制の充実

- 市民が自ら学び、豊かな人生を送るきっかけを作れるよう、市民の学習ニーズを踏まえた各種講座を生涯学習講座や公民館事業として開催しています。
- 生涯学習活動の意義をより多くの市民に知ってもらうため、生涯学習活動が自分自身の生き方や地域のあり方にどう役立てられるか、また、自身の活動から成長・発展に至る過程を体系化して、市民の理解を深めることが課題となっています。

## (2) 生涯学習関連施設の整備充実・機能強化

- 図書館は、市民サービスの向上と効率的かつ効果的な施設の運営管理を図るため、指定管理者制度を導入しています。また、公民館では公民館指導員を中心に、地域の活動グループ等と協力して、各地区に適した公民館運営・活動を行っています。
- 図書館・公民館の施設・設備について、各施設の状況を踏まえながら、整備・更新を計画的に進めていく必要があります。

## (3) 生涯学習プログラムの整備・提供

- 心や身体の健やかさを高め、自由に学び楽しむことができる講座を公民館事業や生涯学習事業として開催しており、様々な案内方法で参加者の募集を行っています。
- 毎年多数の市民が参加していますが、各講座への参加者が固定化する傾向がみられ、新規参加者や若年層の参加者が少ないことが課題となっています。

## (4) スポーツ施設の整備充実・有効利用

- 運動の習慣化や利用者の健康づくりにつながる生涯スポーツ、地域に根ざしたスポーツ施設の環境づくりを進めています。
- 多くの施設が老朽化等により、大規模な修繕が必要となっています。

## (5) 幅広いスポーツ活動の普及促進

- 各種諸団体等へのスポーツ推進委員の派遣、ニュースポーツの普及を図った体験会等を開催するなど、競技人口の増加や競技力向上を目指し、スポーツ振興活動を展開しています。また、市民の健康・体力づくりを推進するために、マラソン大会等を開催しています。
- さらなるスポーツの普及に向け、事業の見直しや改善が必要です。

## (6) 関係団体・指導者の育成

- 文化協会・スポーツ協会等の社会教育団体間で協力・連携体制を構築し、共同事業の開催や、各学習団体やサークルの発表を実施しています。また、スポーツ協会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ等、団体育成や自主運営の支援を行っています。
- 指導者養成の講座として、スポーツ少年団指導者講習会が開催されていますが、その他の分野では講座がなく、指導者や後継者等が育っていないという課題があります。さらに、新たなスポーツ団体及び指導者の育成が必要となっています。

## ▷ 対策・取り組み

### (1) 生涯学習推進体制の充実

- ① 各講座終了後、参加者数や参加者アンケート実施により市民の学習・参加ニーズの把握に努めながら、多様な学習の推進を図ります。
- ② 関係機関と協力し、市民のニーズを反映した事業運営、講座・プログラム等の実施に努めます。
- ③ 学習成果を発表する機会の計画を進めます。

### (2) 生涯学習関連施設の整備充実・機能強化

- ① 市民にとって利用しやすい図書館のあり方の検討及び機能の充実を図ります。
- ② 図書館指定管理者制度による効率的な運営に努めます。
- ③ 公民館は、人づくり、地域づくりの効率的な運営を行うために、自主運営できる団体への支援機能を強化します。
- ④ 図書館・公民館の施設・設備について、各施設の状況を踏まえながら、計画的な整備・更新に努めます。

### (3) 生涯学習プログラムの整備・提供

- ① 広報誌・CATV・ホームページを利用し講座内容の情報発信や参加者の募集を行います。
- ② 健康づくり・生きがいづくり・地域福祉・産業振興・人権教育啓発に向けた学習等を積極的に取り入れます。
- ③ 生涯学習講座等受講者による学習発表会・展示会等のイベントを開催し、CATVにおいて、発表内容を放送します。
- ④ 市民ニーズを把握し、講座テーマの企画などに取り入れるように努めます。

### (4) スポーツ施設の整備充実・有効利用

- ① 施設の計画的な改修工事を行います。
- ② 施設の統廃合や施設利用者の利用状況を考慮し、整備に取り組みます。

### (5) 幅広いスポーツ活動の普及促進

- ① スポーツの魅力が伝わるような広報活動や普及事業を促進するとともに、スポーツ関連の情報を発信するなど、工夫して取り組みます。
- ② 競技力向上支援を継続的にを行います。

### (6) 関係団体・指導者の育成

- ① 社会教育団体及び学習団体・サークル活動の活性化に向けて、今後も地域住民を対象にした指導者の育成支援、活動に必要な指導・助言、事例紹介や情報提供、団体同士の交流を支援します。
- ② 各団体の活性化や新たなスポーツクラブ等の設立・支援を図ります。
- ③ 指導者の資質向上、意欲と行動力のある若手指導者の発掘・育成を図ります。

指標名	単位	令和5年度 (実績値)	令和11年度 (目標値)
講座開催回数	回	24	24
講座受講者数	人	1,282	1,590
施設改修改築件数	件	2	2
広報誌等を活用した情報提供回数	回	3	4
スポーツ推進委員派遣事業数	回	12	15
全国大会出場補助金	人	78	80
阿波シティマラソン参加者数	人	712	1,000
スポーツ協会の団体数	団体	14	15

## 4-3 文化・芸術の振興



### 現 況

### 課 題

#### (1) 文化団体等の活動の支援

- 文化協会が中心となり、趣味を生かし心豊かなまちづくりを目指し、各種団体が自主活動を行っています。芸術・文化団体活動数は減少していますが、芸術・文化に身近に接し、自主的に文化活動に参加できる環境づくりが求められています。
- 交流防災拠点施設「アエルワ」を活用して、文化団体の自主的な活動の充実・活性化を支援する必要があります。また、文化協会の加入団体から講師を招き、指導者やボランティアを養成できる環境づくりが必要です。加入する団体数の減少や各団体などにおいて会員数の減少がみられており、担い手不足等が懸念されます。

#### (2) 文化財の保存・活用

- 未指定文化財の調査研究を進め、市指定文化財を新たに8件指定しています。市内の国・県・市指定文化財等を掲載した『阿波市の文化財』を刊行して普及啓発を図っています。
- 市民の文化的向上を目的とした文化財活用事業の充実・活性化を図る必要があります。また、文化財保護や調査研究及び普及啓発体制の拡大充実を行うことも必要です。
- 国指定天然記念物「阿波の土柱」について、保存管理計画に基づき、適切に管理を実施しています。

#### (3) 歴史館等の有効利用

- 土成歴史館・市場歴史民俗資料館は、ともに歴史系の博物館類似施設として、本市の歴史民俗資料や遺跡からの出土遺物等の収集・保存・展示を行っています。一般来館者のほか、市内小学校の総合的な学習の時間等で活用されています。
- 入館者の伸び悩みもあり企画展示等のイベント開催や活発な普及啓発の実施が必要です。資料の収集・保存・展示・調査・研究等の博物館業務を充実させるために、専門的人材を拡充する必要があります。

## ▷ 対策・取り組み

### （１）文化団体等の活動の支援

- ① 多くの市民に芸術・文化に関心を持っていただける機会を企画・活用し、文化団体育成のために支援と文化活動に参加しようとする動機づけを行います。
- ② 優れた芸術・文化に接する機会を提供するとともに、多彩な芸術・文化事業を実施し、団体の自主的な活動の充実・活性化を継続的に支援します。

### （２）文化財の保存・活用

- ① 未指定文化財の調査研究を進め、指定文化財の件数を増やします。
- ② 普及啓発として、調査事業、史跡探索会等のソフト事業、史跡整備事業等のハード事業の展開に努めます。

### （３）歴史館等の有効利用

- ① 文化財への興味関心が持てるよう企画展示等を開催し、市民の文化的向上を図るとともに、入館者増に努めます。
- ② 収蔵資料の分類整理や調査研究を実施し、収蔵目録の作成に努めます。

指 標 名	単 位	令和5年度 (実績値)	令和11年度 (目標値)
芸術・文化団体活動数	団体	119	120
指定文化財数	件	80	83
企画展示開催数	回	1	3
歴史館2館の入館者数	人	671	1,000

## 5 - 1 農業の振興



## 現 況

## 課 題

## (1) 第4次農業振興計画の策定

- 農業や食品産業の成長産業化を促進する「産業政策」と、多面的機能の維持・発揮を促進する「地域政策」を軸として農政改革を進めています。
- 農家数の減少や農業者の高齢化、後継者不足、耕作放棄地の増加、農畜産物の国際競争の激化、消費者ニーズの多様化、価格の低迷、持続可能な農業の取り組みなど課題は数多くあります。

## (2) 地域特性を生かした「阿波市ブランド」の展開

- 市内外でPR活動を行い、また、販売促進・販路拡大の取り組みを支援することで、「阿波市ブランド」の構築を推進しています。
- 「阿波市ブランド」認知度の向上のため、販売促進・消費拡大を図る必要があります。

## (3) 多様な担い手の育成

- 子どもから大人まで、多くの人に魅力を感じてもらえるよう、未来の農業を担う人材育成に取り組んでいます。
- 農家数の減少や農業者の高齢化、後継者不足など、多くの課題があります。

## (4) 交流と協働の促進

- 市内の学校や商業施設、観光施設、野菜ソムリエ、農業後継者クラブと連携し、各種PR活動を行っています。
- 新たな商品やサービスの開発・提供・販路の拡大・地産地消の推進を図る必要があります。

## (5) 農用地の保全

- 本市は県下有数の農業立市として農業が盛んな地域ですが、イノシシ、サル、シカ、カラス等の有害鳥獣による農産物への被害が近年問題となっています。
- 有害鳥獣による農作物被害を防ぐための対策が必要です。
- 狩猟者の担い手不足を解消するため、狩猟免許新規取得者を増やすための対策が必要です。
- 農作物を荒らす有害鳥獣の捕獲・駆除を猟友会が行っていますが、猟友会メンバーの高齢化により、担い手不足が問題となっています。

## (6) 農業生産基盤の整備

- 農業・農村には、食料の生産以外に、国土・環境・生態系の保全等の「多面的機能」があり、地域の大切な資源となっています。
- 農村の過疎化、高齢化等により農家が減少して集落機能が低下し、農地や農業用水路、農道等の維持管理が困難となっており、農地や農業用施設を維持管理する活動や水路や農道等を補修して施設を長寿命化させる活動に対する支援が必要です。

## (7) 野菜ソムリエの育成

- 子どもたちに野菜・果物の魅力を伝えることができるように、キッズ野菜ソムリエ育成講座を開催し、キッズ野菜ソムリエを育成しています。
- 野菜ソムリエやキッズ野菜ソムリエのさらなる育成に努め、「食」に関する知識や「食と農」の関係について広く普及を図るとともに、本市農業の魅力発信を強化する必要があります。

## ▷ 対策・取り組み

### (1) 第4次農業振興計画の策定

- ① 第4次農業振興計画を策定し、農業振興施策を総合的・計画的に進めます。

### (2) 地域特性を生かした「阿波市ブランド」の展開

- ① 「阿波ベジと地域密着型スポーツ」とのコラボにより全国へのPRを行ったり、農畜産物について、加工や地域独自の付加価値を創造し、他産地との差別化を図る取り組みや販売促進・販路拡大の取り組みを支援することで、「阿波市ブランド」の構築を推進していきます。

### (3) 多様な担い手の育成

- ① 本市の基幹産業である農業を守るため、国の制度を有効的に活用し、新規就農者を育成・確保するとともに、本市を支える多様な農業者を支援するため、スマート農業の普及による農作業の省力化やJAと連携した相談体制・協力体制を充実させていきます。また、他産業からの農業参入促進、農業関連企業の誘致などに取り組んでいきます。

### (4) 交流と協働の促進

- ① 市民等の参画・協働による食育の推進などにより、「日本型食生活」への理解を深めるとともに、地域の食材・食文化に合った地産地消の取り組みを進めます。

### (5) 農用地の保全

- ① 鳥獣被害防止計画に基づき、中長期的視野に立った野生鳥獣による被害防止の基本的な方向性を検討・実践するとともに、集落ぐるみで行う鳥獣被害防止活動を促進し、体制整備や的確な防止対策等を進め、野生鳥獣による農作物被害防止を図ります。
- ② 狩猟免許を新規に取得し、有害鳥獣の駆除業務に従事する者を支援します。

### (6) 農業生産基盤の整備

- ① 多面的機能支払交付金により、農業・農村の有する多面的機能維持・発揮を図るための地域の農地・農業用施設を維持管理する活動や水路・農道等を補修して施設を長寿命化させる活動を支援します。

### (7) 野菜ソムリエの育成

- ① 「子どもから子どもへ」「子どもから大人へ」という形を創造し、一人でも多くの子どもが楽しみながら野菜・果物に触れ、その魅力を友達に伝えていくという取り組みを引き続き行っていきます。

指標名	単位	令和5年度 (実績値)	令和11年度 (目標値)
PR回数	回	50	50
農産物や加工品の特産品認証数	個	30	32
多様な担い手の育成のための制度利用件数	件	6	6
後継者団体による学校等と連携した事業の開催数	回	3	3
鳥獣による農作物被害額	万円	31	270
狩猟免許新規取得者数(銃)	人	1	3
多面的機能支払交付金事業対象面積	ha	2,157	2,180
キッズ野菜ソムリエ育成講座開催回数	回	2	3

## 5-2 商工業の振興



### 現 況

### 課 題

#### (1) 商工業経営の安定化・活性化の促進

- 商工会と連携し、市内商工業者の経営の安定化や活性化に取り組んでいます。また、近年高まりを見せる災害リスクに対応するため、BCP策定の支援に取り組んでいます。
- 市内商工業者への経営指導やBCP策定支援においては商工会が中心となって行っていますが、未加入の事業者も多数あるため、加入率の向上を目指す必要があります。

#### (2) 新規創業等の支援

- ワークスタイルの変化や市民ニーズの多様化などの後押しもあり、新規創業に関する意識は高まりを見せています。また、実際に創業者数も毎年増加傾向にあります。
- 創業後の安定した経営に結びつけるため、商工会と連携し、創業セミナーを実施していますが、未受講のまま創業するケースもあるため、さらなる周知活動が必要です。

#### (3) 企業立地の促進

- 市外企業の誘致と市内企業の事業拡大を並行して進めています。どちらも企業のニーズにあった最適地の提案と、周辺整備等をセットで行うオーダーメイド型で実施しています。
- 市外企業とのネットワーク拡大と新規案件の掘り起こしが課題となっています。また、雇用のミスマッチも発生しているため、幅広い業種を対象とした誘致活動が必要です。

## ▷ 対策・取り組み

### (1) 商工業経営の安定化・活性化の促進

- ① 市内商工業者の経営の安定化や活性化に引き続き取り組みます。
- ② 災害リスクに対応するため、市内商工業者のBCP策定を支援します。
- ③ 商工会の加入率向上に向け周知等を強化します。

### (2) 新規創業等の支援

- ① 創業セミナーを継続するとともに、その内容については、適宜ニーズに合わせたものに修正を行います。
- ② がんばる企業応援補助金を継続するとともに、その内容については、適宜ニーズに合わせたものに修正を行います。
- ③ 創業セミナー、がんばる企業応援補助金等の創業支援策について、周知等の強化を図ります。

### (3) 企業立地の促進

- ① 幅広い業種を対象とした企業立地の促進を図ります。
- ② 企業立地のための提案力を更に強化します。
- ③ 企業立地を円滑に進めるために必要となる様々な調整を行うコンシェルジュ機能を更に強化します。

指 標 名	単 位	令和5年度 (実績値)	令和11年度 (目標値)
創業者数	件	13	10件/年
企業立地件数	件	R2～R5累計 3件	R7-R11累計 3件

## 5 - 3 観光の振興



### 現 況

### 課 題

#### (1) 観光推進体制の充実

- 国内の旅行者は回復傾向にあり、コロナ禍前の状況に戻りつつあります。一方、インバウンド旅行者については、円安により国内全体では増加していますが、県内への旅行者はあまり増加していません。
- 国外や県外からの旅行者獲得は、市単独では難しいため、広域的な取り組みをより強化していく必要があります。

#### (2) 観光・交流拠点の管理・活用

- 「阿波の土柱」、「宮川内谷川」などの観光交流拠点はありますが、現状のままでは、集客力が弱く、観光客数は伸び悩んでいます。
- 観光客数を伸ばすためには、より魅力的な付加価値の創出とPRの強化が必要です。

#### (3) イベントの活用

- 観光協会や関係団体の尽力により、イベントは盛況です。市外から参加される方も多く、参加者数はコロナ禍前に戻りつつありますが、今後さらに増加する可能性があります。
- イベント参加者のさらなる増加を目指し、随時、内容をブラッシュアップし、魅力の向上を図る必要があります。

#### (4) 農業や歴史・文化・食等を生かした観光の展開

- 特産品の販売、本市ならではの歴史・文化・食等を生かした観光を推進しています。
- 豊富な農畜産物を生かした魅力ある特産品等の開発・販売により観光客の増加を図る必要があります。

## ▷ 対策・取り組み

### (1) 観光推進体制の充実

- ① 観光協会との連携や、徳島県東部地域 DMO の構成市町村及び企業等との連携を強化し、広域的な観光ルートづくりや集客活動を展開します。

### (2) 観光・交流拠点の管理・活用

- ① 「阿波の土柱」、「宮川内谷川」など、既存の観光交流拠点を有効活用するために、新たな付加価値の創出や PR の強化に取り組みます。

### (3) イベントの活用

- ① 「オープンガーデン」や「空海の道ウォーク」、「御所のたらいうどんフェア」・「阿波市食マルシェ」など、既存のイベントをさらにブラッシュアップし、リピーターや新規参加者の獲得に努めます。また、ニーズに合った新たなイベントを検討します。

### (4) 農業や歴史・文化・食等を生かした観光の展開

- ① 農業を中心とした地域おこしを支援し、農業体験や農産物、食文化を生かした観光を推進します。

指 標 名	単 位	令和5年度 (実績値)	令和11年度 (目標値)
観光入込客数	万人	78.0	85.0

## 5 - 4 雇用対策の推進



### 現 況 課 題

#### (1) 企業立地の促進による雇用の創出

- 市外企業の誘致と市内企業の事業拡大を並行して進めています。どちらも企業のニーズにあった最適地の提案と、周辺整備等をセットで行うオーダーメイド型で実施しています。
- 市外企業とのネットワーク拡大と新規案件の掘り起こしが課題となっています。また、雇用のミスマッチも発生しているため、幅広い業種を対象とした誘致活動が必要です。

#### (2) 雇用促進に向けた取り組みの推進

- ハローワークと連携した求職情報の提供や、地域若者サポートステーションと連携した若年無業者の支援に取り組んでいます。
- 若者の地元就職やU・I・Jターン者の雇用を促進するため、U・I・Jターン者等を採用する企業への助成を行っています。
- 無業状態の長期化は、将来的な自立の大きな妨げとなるため、継続的に若年無業者の支援に取り組む必要があります。
- 定住・移住を促進するにあたり、就労は重要な課題であることから、引き続き、若者の地元就職やU・I・Jターンにつながる取り組みを進めていく必要があります。

▷ 対策・取り組み

(1) 企業立地の促進による雇用の創出

- ① 幅広い業種を対象とした企業立地の促進を図ります。
- ② 企業立地のための提案力を更に強化します。
- ③ 企業立地を円滑に進めるために必要となる様々な調整を行うコンシェルジュ機能を更に強化します。

(2) 雇用促進に向けた取り組みの推進

- ① ハローワークなどの関係機関との連携や地域若者サポートステーションの周知に努め、継続的な若年無業者の支援に取り組みます。
- ② U・I・J ターン者や新規学卒者の雇用を確保するため、各種助成制度の周知を図ります。

指 標 名	単 位	令和5年度 (実績値)	令和11年度 (目標値)
企業立地件数	件	R2～R5累計 3	R7-R11累計 3
進路決定者数	人	6	10
雇用促進助成事業助成件数	件	8	10

## 5 - 5 定住・移住対策の推進



### 現 況

### 課 題

#### (1) 「阿波市の魅力」の全国への発信

- 広報誌やCATV、ホームページなどの既存媒体に加え、市公式SNSなど様々な広報媒体を通じて、市内外へ情報発信を行っています。
- ふるさと納税制度等を活用し、阿波市の魅力を発信しています。
- 市内外へ本市の魅力を伝えるため、情報発信力の強化を目指し、様々な情報発信手段を生かした市の認知拡大やイメージアップの推進が必要となっています。
- 本市を訪れて、本市の魅力を知ってもらうためのきっかけづくりを進めることも重要です。

#### (2) 定住・移住に関する相談体制の充実

- 総合的な移住相談窓口として移住交流支援センターを設置し、関係各課と連携し、定住・移住のサポートを行っています。
- 定住・移住のきっかけとなる情報発信の強化や、相談体制を充実させる必要があります。

#### (3) 定住・移住に関する支援の推進

- 子育て世代や新婚世帯、U・I・Jターン者等の住宅購入を支援しています。
- 定住リフォーム補助金により、定住者・移住者の住宅環境の向上に資することで、定住人口の維持・増加を推進してきました。
- 奨学金返還金の一部を助成することにより、U・I・Jターンのきっかけを作り、定住・移住を促進しています。
- 定住・移住にあたり、住宅の確保は重要な課題ですので、引き続き、子育て世代等の住宅購入を支援する必要があります。
- 支援制度の周知を図り、空き家の有効活用や移住希望者の掘り起こしを進めていく必要があります。
- 問い合わせも多く、事業への関心は高いですが、利用件数が減少傾向にあるため、制度のさらなる周知方法の再検討が必要です。

## ▷ 対策・取り組み

### (1) 「阿波市の魅力」の全国への発信

- ① 継続的に広報活動を行うとともにキャンペーン等を実施することにより、市公式LINEの友だち登録者数及び市公式インスタグラムのフォロワー数を更に増加させ、情報発信の推進に努めます。
- ② 魅力ある特産品や体験型の返礼品など、ふるさと納税制度等を活用した情報発信をより積極的に行います。

### (2) 定住・移住に関する相談体制の推進

- ① 移住相談をはじめ、空き家情報登録制度の活用等による住居の紹介から就労、就学、子育て、地域との交流など移住者のニーズに応じ、一貫したきめ細かなサポートを行います。

### (3) 定住・移住に関する支援の推進

- ① 人口減少問題の克服に向け、子育て世代や新婚世帯、U・I・J ターン者等の定住・移住を促進するため、住宅購入に対する支援を行います。
- ② 支援制度の周知に努め、制度を継続して定住人口の維持・増加を推進します。
- ③ 県内外へのポスター・チラシの送付やホームページ掲載に加え、SNS 等を利用した情報発信を行い、さらなる周知を図ります。

指標名	単位	令和5年度 (実績値)	令和11年度 (目標値)
LINEの友だち登録者数	人	4,813	7,000
インスタグラムのフォロワー数	人	1,500	2,500
移住相談件数	件	165	170
移住交流支援センター利用による移住者数	人	34	35
地域おこし協力隊隊員数	人	2	3
住宅購入補助件数	件	44	45
定住リフォーム事業	戸	50	50
転入リフォーム事業	戸	5	5
U・I・J ターン者の奨学金返還助成事業の助成件数	件	36	50

## 6-1 多様性を認める社会の推進



## 現 況

## 課 題

## (1) 国際交流の推進

- 生涯学習として、ALTによる英会話教室や異文化交流としての料理教室などの講座を開催し、市民の異文化に対する理解を深め、自らの生活や地域社会・文化の再構築を図り、国際社会に貢献する豊かな人間形成を図ります。
- 参加者が固定化する傾向があるので、多様化するニーズの把握に努め、参加者にとって魅力ある講座を開催する必要があります。

## (2) 人権教育・啓発推進体制の整備

- 全ての人々の人権が尊重され、平和で豊かな社会の実現に向け、人権教育・啓発に関する基本計画や県の人権教育推進方針等に基づき、あらゆる場と機会を通じて人権教育・啓発を推進しています。また、人権教育推進協議会において情報交換をする機会の提供に努めています。
- 人権教育・啓発を効果的に推進するために、関係機関・団体との連携を強化する必要があります。また、関係機関等の取り組みが社会全体の取り組みとして認知され、浸透していく必要があります。

## (3) 人権教育・啓発の推進

- 市民が人権問題に対して深く考える機会を得られるよう、阿波市人権フェスティバルや心のリフォーム学級などのイベントや「阿波市児童生徒人権作品集」の配布などを実施しています。
- 参加者の多くが高齢者であり固定化されていることや、教職員・市職員の参加が少ないという課題があります。また、さらなる人権教育・啓発活動情報の周知活動も重要です。

## (4) 人権尊重社会の確立

- 人権教育・啓発に関する基本計画（第2次）に基づき、国・県・企業などの関係機関と連携し、「平和で豊かな人権文化創造のまち・阿波市」の実現を目指して、人権教育と啓発を積極的に推進してきました。その結果、市民の間に人権尊重の意識が広がり、人権施策が一定の成果を上げています。
- 現代においても、生命・身体の安全や不当な差別、インターネット上での差別情報、特定の国籍や民族への差別的言動、セクシャル・マイノリティに対する固定概念など、人権に関する問題は依然として発生しています。このような状況を踏まえ、計画に基づき、本市の実情や社会環境の変化に応じた人権教育や啓発活動を継続的かつ効果的に推進する必要があります。

## (5) 男女共同参画社会の形成

- 社会環境の変化に対応し、男女共同参画社会の形成に向けた施策を推進しています。男女共同参画基本計画（第4次）では「誰もが共に認め合い、自分らしく、いきいきと輝けるまち」を基本理念に掲げ、全ての人々の人権を尊重し、個性や能力を十分に発揮できるまちを目指しています。
- 家庭や地域、職場では、今なお女性の能力・適正への偏見や固定的な性別役割分担意識が根強く残っているほか、男女が共に社会参画するための環境・条件整備も十分とは言えない状況にあります。このため、今後とも計画に基づき、また見直しを行いながら、意識改革の一層の推進をはじめ、男女の社会参画を促進する各種の取り組みを総合的、計画的に推進していく必要があります。

## ▷ 対策・取り組み

### (1) 国際交流の推進

- ① 国際化の進展を見据えた国際理解教育の充実を図るため、より多くの市民が英会話教室に参加できるよう、初心者向け講座や中級者向け講座の充実を図ります。
- ② 市民と在留外国人との交流活動を支援します。

### (2) 人権教育・啓発推進体制の整備

- ① 人権教育推進協議会の役員・関係機関・団体との連携強化を図ります。
- ② 行政や学校、人権に関する NPO 法人等と連携しながら共生社会の実現を図るよう取り組みます。

### (3) 人権教育・啓発の推進

- ① 人権問題について認知度の向上を図るとともに、人権教育・啓発活動意欲が高まるよう研修会を実施します。

### (4) 人権尊重社会の確立

- ① 社会環境の変化に対応するため、人権教育・啓発推進体制の整備を進める必要があります。具体的には策定した基本計画に基づき、関係機関や団体との連携を強化します。また、認定こども園や学校、地域社会、企業などの場で人権教育・啓発を推進し、教職員や医療・福祉関係者への理解促進を図ります。さらに、女性や高齢者、障がい者、外国人、セクシャル・マイノリティなどの人権に関する課題に対応する取り組みを強化します。
- ② 隣保館事業を充実させるため、隣保館を福祉の向上や住民交流の場として、事業の拡充に努めます。また、人権相談の体制を整備し、誰もが気軽に利用できる環境を整えることが求められます。

### (5) 男女共同参画社会の形成

- ① 男女共同参画基本計画（第4次）に基づき、計画的に進める方針です。また、固定的な性別役割意識の解消や男女平等意識の醸成を目指し、教育や広報活動を通じた意識改革を推進します。DVなどの暴力の根絶に向けては、啓発活動や相談・支援体制の強化を図ります。
- ② ワーク・ライフ・バランスの実現を支援し、働き方の見直しを進めることに加え、女性の積極的な登用や女性リーダーの育成にも力を入れます。加えて、男女雇用機会均等法の周知を進め、就業支援やハラスメント防止の対策も行います。

指 標 名	単 位	令和5年度 (実績値)	令和11年度 (目標値)
英会話講座開催回数	回	136	150
英会話講座受講者数	人	66	70
人権問題研修会参加者数	人	892	1,000

## 6-2 協働のまちづくりの推進



### 現 況

### 課 題

#### (1) コミュニティ活動の促進

- 自治会のコミュニティ活動を支援し、市民自らが企画・運営する力（市民力）の形成に取り組んできました。
- 高齢化に伴う活動の停滞傾向や自治会の加入率の低下、組織自体の解散といった問題がみられます。
- 地域における自主的な防災活動や子どもの安全対策、高齢者の安否確認などの必要性が高まっており、本来地域が持っていたコミュニティ機能を生かし、さらに地域間で連携し、お互いに助け合い、課題を自ら解決していくことが必要です。

#### (2) 市民団体の育成

- 地域に貢献する活動に取り組んでいる市民団体は、参加者の減少、担い手不足、構成員の高齢化などにより、新たに関わるリーダーや人材が不足しつつあります。また、人員の減少により活動資金が不足している団体も増えています。
- 市民団体が、地域での活動を維持し、活性化していくためには、必要な人員や資金を確保していくことが重要です。しかし、人員や資金が少ない状態では、活動内容が硬直化し、継続性がないなどの運営上の課題を抱えていくことになります。

#### (3) 多様な分野における参画・協働の推進

- 情報公開条例に基づき、各種行政情報の公開を実施しているほか、各種行政計画の策定などにおいても、審議会や委員会の設置、パブリックコメントの実施等により積極的な市民参画に努めています。
- 指定管理者制度については制度開始から20年以上経過し、効果のある施設については導入が進みました。
- 市民の多様なニーズに的確に対応しながらまちづくりを進めるために、住民と行政との協働がますます重要となります。
- 導入施設については市が直接管理運営を行わないため、施設の状況把握が難しくなります。

#### (4) 広報・広聴活動の充実

- 市政のお知らせをホームページやCATVなど様々な広報媒体を通して、広く市民の方へ正確な情報を発信しています。また、市民のニーズを市施策に反映するため、「阿波市まちづくりミーティング」をはじめ、ホームページ上のお問い合わせフォームや本庁舎及び各支所に設置した意見箱などの広聴機能を活用し、市民の意見や要望の把握に努めています。
- 情報通信媒体の多様化に伴い、行政からの積極的な情報発信を望む声は高まっており、必要な情報を必要な時に、必要な人が取得できるよう広報を更に充実させる必要があります。
- 「阿波市まちづくりミーティング」をはじめとする、市民の意見や要望をお聴きする機会を更に充実させ、寄せられた意見や要望を市施策へ適切に反映していく必要があります。

## ▷ 対策・取り組み

### (1) コミュニティ活動の促進

- ① 自治会の意義などの情報発信を進めることにより、自治会の加入促進を図ります。

### (2) 市民団体の育成

- ① 市民団体の活動が活発で持続可能となるよう、人員や資金の確保について支援や啓発に努めます。活動が将来にわたって活発に持続することにより、地域の活性化やリーダーの育成につなげていきます。

### (3) 多様な分野における参画・協働の推進

- ① 委員の一般公募、ワークショップ、パブリックコメントなど、市民との対話や市民がまちづくりに参加しやすい仕組みづくりや体制整備を進めるとともに、積極的な情報発信に努めることで、説明責任を果たし、行政運営の透明性を確保します。
- ② 指定管理施設の年次評価を平成27年度から実施しており、指定管理者制度の適切かつ効果的な運用を図ります。

### (4) 広報・広聴活動の充実

- ① ホームページのリニューアルや機能の追加を検討し、ほしい情報を取得しやすいツールとなることを目指します。また、市公式 LINE から直接お問い合わせフォームへアクセスできる導線を作るなど市民の利便性が向上する環境を整備します。
- ② 令和5年度より、市内に居住、在勤または在学する者が10人以上含まれる団体を対象に、市長が市民の声をお聴きし、今後の行政運営やまちづくりに生かすことを目的とした「阿波市まちづくりミーティング」を開催しています。

指 標 名	単 位	令和5年度 (実績値)	令和11年度 (目標値)
自治会育成振興事業費補助団体数	団体	353	353
(市民団体) 補助金交付団体数	団体	26	30
ホームページアクセス件数	万件	11	12

## 6-3 持続的な行財政運営の推進



### 現 況

### 課 題

#### (1) 中期財政見通しの活用

- 優先課題への対応を図りつつ、計画的で戦略性の高い、持続可能な行財政運営の指針とするため、中期的な展望に立った「財政見直し」を策定しています。
- 重点的・集中的に取り組んできた公共施設等整備に伴う維持管理費や公債費の増のほか、老朽化した公共施設等の改修・更新費用、今後とも増加が見込まれる社会保障関係費などの影響により、財政状況の硬直化が一層進行しています。さらには、一部事務組合への負担金など、継続的な歳出が見込まれている上、合併による財政支援措置期間の終了が令和7年度となっており、事業の平準化や計画的な執行の重要性が増しています。

#### (2) 健全化判断比率の活用

- 健全化判断比率とは、地方公共団体の財政の健全性を示す指標で、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するために用いられます。実質公債費比率などの5つの指標を用いますが、現時点では各指標とも国の基準を下回っており、健全な財政運営が図られていると判断できます。
- 高齢化に伴う社会保障関係費の増加や、合併前からの老朽化した施設の改修費用などの財政需要が今後も見込まれる中、歳入面では人口減少に伴う市税の減少や、交付税措置のある有利な地方債である合併特例債の活用期限が令和7年度で終了することから、今後一層厳しい財政状況が予想されます。

#### (3) 統一的な基準による事務書類の活用

- 地方公共団体の会計は、予算の適正・確実な執行を行うため現金の出入りのみに着目した現金主義・単式簿記を採用しています。一方で、地方公会計の整備について、平成27年1月に、総務省から固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした「統一的な基準」が示されました。これを受けて本市においても平成29年度（平成28年度決算）から「統一的な基準」による財務書類を作成・公表しています。
- 将来にわたる資産・負債といったストックの財政状況や行政サービスに要する減価償却費なども含めたトータルコストを把握する発生主義・複式簿記の企業会計的な手法を活用することが求められています。

#### (4) 効率的な行政運営の推進

- 職員数や部門別の配置等の実態を調査する定員管理調査では、適正な定員管理を行い、類似団体に近い人数になるよう努めています。また、専門知識の習得や幅広い行政能力の向上を目指した各種研修を実施するほか、業務に対する意識や課題、研修へのニーズの把握を行っています。
- 市民ニーズの多様化や地方分権の進展に伴う地方行政の高度化・専門化する課題に対して、柔軟に対応できる組織づくりや業務執行体制の一層の整備が求められています。今後、さらに職員の適正な定員管理を図るため「選択と集中」の観点に立って、事務事業の役割分担を進めるよう努めなければならないと考えています。

## ▷ 対策・取り組み

### (1) 中期財政見通しの活用

- ① 収支悪化の事前把握と必要となる対策の十分な検討を行い、対策内容をまとめた行財政改革推進プラン2025を策定し推進します。
- ② 職員の中長期的な視点を育成し、計画的で戦略性の高い、持続可能な財政運営を行います。
- ③ 職員・議会・市民へ財政状況に対する認識の共有を図るため、研修会やホームページ等を通して周知を行います。

### (2) 健全化判断比率の活用

- ① 地方債の借入については、事業を精査し新規発行を抑制するとともに、交付税算入率の高い過疎対策事業債や緊急防災・減災対策事業債等をできるだけ活用していくことで、市の実質の負担を少なくし、将来負担の軽減を図ります。
- ② 職員数の適正化や内部管理経費の見直し、施設の除却・統廃合といった取り組みを計画的に進め、健全な行財政運営に努めます。

### (3) 統一的な基準による事務書類の活用

- ① 複式簿記や固定資産台帳を活用した財務書類を基に、経年比較や類似団体間の比較、指標分析等を行い、資産管理や予算編成等に活用し、効果的・効率的な財政運営を推進します。

### (4) 効率的な行政運営の推進

- ① 行財政改革推進プラン2025に基づき、事務事業の見直しや簡素で効率的な組織・機構の構築、職員の能力・資質の向上、定員管理など、さらなる改革を行い、効率的な行政運営を推進します。

指 標 名	単 位	令和5年度 (実績値)	令和11年度 (目標値)
中期財政見通しの見直しと公表回数	回	0	1
実質公債費比率	%	7.9	7.2
職員研修事業	回	8	8以上

### (5) 公共施設の総合的な管理の推進

- 平成28年度に公共施設等総合管理計画を、平成29年度に公共施設個別管理計画を策定し、公共施設の延床面積総量の減少に取り組んでいます。
- 人口や交付税の減少が続く中で、多くの公共施設が老朽化をむかえており、その更新費用をどう賄うのかという課題があります。

### (6) 計画的な行財政運営の推進

- 総合計画に沿って実施した事務事業を対象に分析・評価を行い、評価結果についてはホームページで公表しています。
- 市の限られた財源と人的資源を生かすためにも、今後も行政評価に取り組む必要があります。行政評価を有効活用するためには、評価結果を基にした施策への反映など、新たな仕組みについて検討を行う必要があります。

### (7) 広域行政の推進

- 令和3年度から令和7年度までの5か年を原則とした徳島中央広域連合広域計画に基づく施策を推進しています。
- 令和8年度から新たな広域計画が策定されることから、柔軟に対応していく必要があります。

### (8) 市税収納率の向上等自主財源の確保

- 財政の健全化と税負担の公平性に向けて市税の滞納整理を強化した結果、市税徴収率は緩やかではありますが上昇を続けています。今後も市税を安定的に確保するためには、景気動向に大きく左右されないよう徴収手法にも工夫をしていく必要があります。
- 自主財源確保のため、さらなる収納強化対策が必要となります。
- 税負担の公平性を保ち、自主財源の根幹である市税の安定した確保に向け、効率的・効果的な徴収体制を構築し、多様な納税催告手段により、自主的な納付の呼びかけが必要です。悪質・高額滞納者に対する滞納処分等を強化する対策が必要です。

▷ 対策・取り組み

(5) 公共施設の総合的な管理の推進

- ① 公共施設等総合管理計画及び公共施設個別管理計画を推進し、施設の統廃合や廃止を検討していきます。

(6) 計画的な行財政運営の推進

- ① 評価方法について、より本市に適した行政評価制度となるよう取り組み、効率的・効果的な事務事業が行えるよう評価制度を見直していきます。

(7) 広域行政の推進

- ① 徳島中央地区の一体的発展に向け、徳島中央広域連合広域計画に基づく施策を推進するとともに、一部事務組合による共同事業の効率的な実施、充実を図ります。

(8) 市税収納率の向上等自主財源の確保

- ① 滞納対策を全庁的に捉え、市税等収納率向上対策本部会議を開催し、管理職による一斉徴収を実施します。
- ② 市税の効率的・効果的な徴収体制を構築するため研修等を行い、職員の人材育成に努めます。
- ③ 市税現年課税分の徴収強化のため、キャッシュレス納付や口座振替等、多様な納付方法の周知により、納付者の利便性を図ります。
- ④ 県税局との連携や滞納整理機構への移管等による徹底した滞納整理に取り組み、収納率の向上を目指します。
- ⑤ 税制改正等に迅速に対応し、適正かつ公平な課税を行い、安定的な自主財源を確保します。

指標名	単位	令和5年度 (実績値)	令和11年度 (目標値)
公共施設の延床面積	m <sup>2</sup>	216,174.8	208,508
市税収納率	%	95.6	95.6以上

## 6-4 デジタル化の推進



### 現 況

### 課 題

#### (1) CATV 網の利活用の推進

- 市内全域を光ケーブルで結ぶ CATV 網が整備されており、各戸に音声告知端末も設置されています。
- 今後の情報化・デジタル化において、CATV 網のさらなる利活用が求められています。

#### (2) 行政内部の ICT 環境の充実

- デジタル化推進 PT 会議にて協議を実施し、ICT 化・DX 化の推進について導入に向けた検討、優先順位の決定など協議を進めています。
- 電子申請システムの利用が一部の事業に限られており、利用率が低くなっているという課題があります。また、内部の ICT 化を進める際、費用や効果を把握するための事例収集、検討に多くの時間を要してしまうという課題があります。

#### (3) 自治体 DX の推進

- 国の交付金等を活用し、公共施設の予約システムを導入するなど、行政サービスのデジタル化に取り組んでいます。
- BPR の推進など、さらなる市民ニーズに合った自治体 DX の導入・推進に向けた取り組みを行う必要があります。

#### (4) 情報セキュリティ対策の推進

- 自治体の業務は電子化が進み、情報漏洩対策など個人情報の取り扱いに関する知識を習得する必要があることから、全職員を対象とした「情報セキュリティ研修」を実施しています。また、情報セキュリティポリシーの見直しを定期的実施し、適切な内容に変更しています。
- 刻々と変化する情報セキュリティ対策に対応するためにも、情報収集の強化や研修の受講率向上による職員の資質向上などが必要となっています。

## ▷ 対策・取り組み

### (1) CATV 網の利活用の推進

- ① CATV 網を活用したプッシュ配信アプリを導入し、市外・県外でもタイムリーな情報入手を可能にします。また、市の防災・子育てなどの SNS による情報発信ツールと連携することにより、利便性を向上させていきます。さらに、県内の CATV 網を活用し、防災情報や地域に密着したイベント情報等を発信することで、地域の活性化・振興につなげます。

### (2) 行政内部の ICT 環境の充実

- ① 庁内における各種イベントなどの際に、電子申請システムの利用を促進します。また、内部 ICT に向けた情報収集、研修などを積極的に行い、検討を進めます。

### (3) 自治体 DX の推進

- ① 「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」を目指し取り組みを進めます。

### (4) 情報セキュリティ対策の推進

- ① 「情報セキュリティ研修」のさらなる受講率の向上に努めるとともに、情報セキュリティ対策に必要な情報の収集を強化します。

指 標 名	単 位	令和5年度 (実績値)	令和11年度 (目標値)
プッシュ配信アプリ利用者	%	0	10
電子申請利用者数	人	70	100
公共施設予約システム利用数	人	300	10,000
LINE 電子申請利用数	件	156	250
窓口キャッシュレス決済件数	件	0	6,000
情報セキュリティ研修受講率	%	92.0	100



# IV 第3次 阿波市 総合戦略

- 1. はじめに ..... 78
- 2. 総合戦略の期間 ..... 78
- 3. 総合戦略の推進体制 ..... 78
- 4. 総合戦略の4つの基本目標 ... 79

## 1. はじめに

本市では、人口減少問題の克服と持続可能な地域づくりを目指し、平成27（2015）年度に「第1次阿波市総合戦略」を策定し、令和元（2019）年度にはそれまでの取り組みに新たな視点を加えた「第2次阿波市総合戦略」を策定し、様々な取り組みを推進してきました。

この度、人口減少を可能な限り抑制し、住民が日々の暮らしに幸福と生きがいを感じられるふるさと阿波市の実現に向けて、行政や市民、また民間企業等が連携して行う地方創生の取り組みの指針となる「第3次阿波市総合戦略」を策定します。

本戦略は、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく「地方版総合戦略」として位置づけるものであり、国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（令和元年改訂版）」及び「デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023改訂版）」を勘案して策定します。

## 2. 総合戦略の期間

第3次阿波市総合戦略は、第3次阿波市総合計画前期基本計画と終期を合わせます（計画期間：令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間）。なお、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（計画期間：令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間）の改訂に合わせて、必要な場合は改訂を行うこととしつつ、各施策・事業の効率的・効果的な実施に向けた進行管理を行います。

## 3. 総合戦略の推進体制

本戦略を策定するにあたっては、市民や中高生世代を対象としたアンケート調査や産官学金等の有識者からの意見などを踏まえ、策定しました。

また、今後の計画推進にあたっては、本戦略をベースに国の交付金や、地方財政措置の動向も踏まえ、適宜、財源や全体の予算配分の見直しなど健全な財政運営に留意しながら、庁内部局横断的な地方創生推進プロジェクトチームなどを活用した計画的、効率的な取り組みを進めるとともに、「阿波市まち・ひと・しごと創生本部」による自己評価や「阿波市まち・ひと・しごと創生本部有識者会議」による外部評価を行い、毎年度計画の見直しを実施します。

## 4. 総合戦略の4つの基本目標

前戦略に引き続き以下の4つの基本目標を定め、切れ目のない施策の展開を図ります。

### 基本目標1

## 新しい人の流れづくり



#### ● 基本的な方向性

阿波市への新たな人の流れを創出するために、自然と調和した住環境をはじめとした「阿波市の魅力」を全国へ発信します。

また、観光・交流拠点の管理活用、イベントの活用、農業や歴史・文化・食等を生かした観光の展開を図りながら、徳島県東部地域 DMO の構成市町村及び企業と連携した広域的な観光地域づくりを目指します。

さらに、定住・移住に関する相談体制や支援を推進することで定住者の増加を図ります。あわせて良質・安全な住宅建築及び改修の促進や雇用促進に向けた取り組みを推進することによって定住の基盤を整備していきます。

数値目標	現状値（令和5年度）	目標値
社会増減数	-51人／年	-50人／年 (最終年度末時点)

## 基本目標2

# 地域における仕事づくり



### ● 基本的な方向性

阿波市に人が住み続けるためには、生活の糧となる収入が得られる「仕事」が必要です。この「雇用の場」の確保は、阿波市に人を呼び込み、住み続ける上で欠かせない取り組みであると言えます。

そこで、交通網の整備、農用地の保全、企業立地の促進、新規創業等の支援、さらに商工業経営の支援を多面的に推進することで、雇用の確保へと結びつく産業基盤の整備を図ります。

また、地域特性を生かした「阿波市ブランド」の展開や、野菜ソムリエの育成を行うことで、阿波市ならではの個性を持った産業育成を行い、新たな仕事づくりにつなげていきます。

数値目標	現状値（令和5年度）	目標値
① 新規就農者数	9人／年	40人／5年
② 企業立地件数	1件／年	3件／5年

### 基本目標3

## 結婚・出産・子育ての 希望づくり



#### ● 基本的な方向性

近年、核家族化の進行や地域における支え合いの意識の希薄化が進んでいることから、子育て等への負担や不安の軽減を図り、出産・子育てを望む方が安心して、子どもを産み、働きながら、子育てができる環境づくりを行うことが重要です。

そこで、結婚～妊娠・出産～子育て～教育にわたって、切れ目のない支援を充実するとともに、母子手帳アプリの活用や乳幼児健診の実施をはじめとした多様な子育て支援施策を推進することによって、市民や企業、行政など地域全体で支え合う子育て環境づくりを推進します。

数値目標	現状値（令和5年度）	目標値
出生数	117人	120人／年 （最終年度末時点）

## 基本目標4

# 活力ある暮らしやすい 地域づくり



### ● 基本的な方向性

阿波市の魅力を高め、新しい人の流れをつくり、「ひと」「しごと」の好循環を継続していくためには、安全・安心に暮らすことのできるまちづくりの推進が重要です。

このまちづくりを行っていく上で、最も重要な役割を担うのは人材です。そのため、地方創生の取り組みや地域づくりを支える人材の育成や掘り起こし、そして誰もが居場所、役割、生きがいを持ち、健康でいきいきと活躍できるまちづくりを推進します。

また、全ての世代の市民がやすらぎの中で暮らすことのできる環境整備、自然災害の少ない地理的条件を生かした、広域的な防災拠点としての役割と機能の強化などに取り組みます。

さらに、行政内部の ICT 環境や、自治体 DX の推進によって、業務の効率化とサービスの充実を図ります。

数値目標	現状値（令和5年度）	目標値
① 1日の学校生活で GIGA 端末を利用した児童生徒の割合	—	90%/年
② 小学校区防災訓練参加者数	3,179人	4,500人 (最終年度末時点)

## V 資料編

1. 第3次阿波市総合計画の  
策定経緯 …………… 84
2. 第3次阿波市総合計画  
諮問・答申について …………… 85
3. 阿波市総合計画審議会  
委員名簿 …………… 86
4. 阿波市総合計画策定委員会  
委員名簿 …………… 87
5. 阿波市総合計画審議会条例 …… 88

## 1. 第3次阿波市総合計画の策定経緯

年月日	内 容
令和6年4月～5月	まちづくりアンケート調査 (18歳以上の阿波市内在住者3,000人、阿波西高校・阿波高校・脇町高校に通う阿波市在住の高校生131人、阿波市内にある中学校に通う中学生268人)
令和6年6月6日	市長インタビュー
令和6年6月24日 ～令和6年7月10日	第2次阿波市総合計画後期基本計画達成状況調査
令和6年8月1日	審議会委員16名委嘱
令和6年8月9日	第1回策定委員会の開催 (第2次阿波市総合計画後期基本計画達成状況評価及び第3次阿波市総合計画基本構想検討)
令和6年8月21日	第1回審議会の開催 (第2次阿波市総合計画後期基本計画達成状況評価及び第3次阿波市総合計画基本構想審議)
令和6年9月18日 ～令和6年9月20日	各課ヒアリング
令和6年10月11日	第2回策定委員会の開催 (第3次阿波市総合計画前期基本計画検討)
令和6年10月21日	第2回審議会の開催 (第3次阿波市総合計画前期基本計画審議)
令和6年11月8日	第3回策定委員会の書面開催 (第3次阿波市総合戦略検討)
令和6年11月18日	第3回審議会の開催 (第3次阿波市総合戦略審議)
令和6年12月6日 ～令和7年1月5日	パブリックコメントの実施
令和7年1月9日	第4回策定委員会 (第3次阿波市総合計画検討)
令和7年1月24日	第4回審議会 (第3次阿波市総合計画審議)
令和7年1月30日	審議会より市長に第3次阿波市総合計画の答申
令和7年3月21日	令和7年第1回阿波市議会定例会 (第3次阿波市総合計画基本構想について議決)

## 2. 第3次阿波市総合計画諮問・答申について

諮問

阿企総第207号

令和6年8月21日

阿波市総合計画審議会会長 殿

阿波市長 町田 寿人

### 第3次阿波市総合計画の策定について（諮問）

阿波市総合計画審議会条例（平成17年条例第26号）第1条の規定に基づき、第3次阿波市総合計画について貴審議会の意見を求めます。

答申書

令和7年1月30日

阿波市長 町田 寿人 殿

阿波市総合計画審議会

会長 原田 道代

### 第3次阿波市総合計画の策定について（答申）

令和6年8月21日付け阿企総第207号で審議会に対し諮問のありました「第3次阿波市総合計画（案）」について、慎重に審議を重ねた結果、原案を適当と認めます。

また、この計画の推進に当たり、次の事項に十分留意されるよう申し添えます。

#### 1. 将来像の実現に向けたまちづくり

少子高齢化や人口減少、それに伴う地域経済の低迷、災害の激甚化・頻発化など、今後も社会環境は大きく、厳しく変化していくことが予想される。

このような課題の解決に向け、本計画に定めた事業に危機感を持って取り組み、本市の将来像である「みんなでつくる 未来に誇れる やすらぎのまち 阿波市」の実現に努められたい。

#### 2. 着実な計画の推進

計画内容を確実に推進するため、効果的かつ効率的な行政運営や持続可能な財政基盤の確立を図るとともに、計画内容の進捗状況を随時把握し、進行管理に努められたい。

### 3. 阿波市総合計画審議会委員名簿

	職名	氏名	所属
1	会長	原田 道代	阿波市婦人団体連合会会長
2	副会長	橋本 直史	徳島大学
3	委員	豆成 博正	阿波銀行
4	委員	合田 伸二	徳島大正銀行
5	委員	関 敏行	阿波市社会福祉協議会会長
6	委員	大池 亜紀	阿波市 PTA 連合会会長
7	委員	橋本 浩	徳島県農業協同組合代表理事組合長
8	委員	澤井 茂夫	阿波市商工会会長
9	委員	工藤 秀和	土成工業団地企業連絡協議会会長
10	委員	浅野 敏司	阿波市観光協会会長
11	委員	重清 由充	阿波市教育委員
12	委員	笠井 安之	阿波市議会議長
13	委員	坂東 重夫	阿波市議会総務常任委員会委員長
14	委員	井原 まゆみ	NPO 法人あわ・みらい創生社代表
15	委員	割石 義之	元会社役員
16	委員	森本 節弘	元阿波市議会議員

## 4. 阿波市総合計画策定委員会委員名簿

	職名	氏名	役職
1	委員長	安丸 学	副市長
2	副委員長	正木 孝一	政策監
3	副委員長	高田 稔	教育長
4	委員	坂東 孝一	理事
5	委員	笠井 和芳	危機管理局長
6	委員	森友 邦明	市民部長
7	委員	稲井 誠司	健康福祉部長
8	委員	森 克彦	産業経済部長
9	委員	高田 敬二	建設部長
10	委員	吉岡 宏	水道部長
11	委員	清田 美恵子	会計管理者
12	委員	小松 隆	教育部長
13	委員	相原 繁喜	議会事務局長
14	委員	大倉 洋二	企画総務部次長
15	委員	古川 秀樹	市民部次長
16	委員	笠井 孝彦	健康福祉部次長
17	委員	岡本 正和	産業経済部次長
18	委員	大石 憲司	建設部次長
19	委員	吉成 永吾	水道部次長
20	委員	三宅 剛	教育部次長
21	委員	酒巻 達也	教育部次長
22	委員	住友 勝次	農業委員会事務局長
23	委員	藤井 信良	財政課長

## 5. 阿波市総合計画審議会条例

平成17年4月1日

条例第26号

改正 平成19年3月19日条例第5号

平成26年3月3日条例第3号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、本市の総合計画の策定及びその実施に関する重要事項を調査、審議するため、阿波市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 審議会は、委員16人以内をもって組織する。

2 審議会の委員は、次の各号に掲げる者の中から、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、前条第2項第2号及び第3号の委員がその職を失った場合は、任期中であっても委員の職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長1人及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、それぞれ委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、会長が議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求め、意見又は資料の提出等を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画総務部企画総務課において行う。

(その他)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月19日条例第5号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月3日条例第3号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

## 第3次阿波市総合計画

発行 令和7年3月

発行者 徳島県阿波市

〒771-1695 徳島県阿波市市場町切幡字古田201番地1

TEL 0883-36-8700

FAX 0883-36-8760

<https://www.city.awa.lg.jp>



---

## 阿波市民憲章

---

わたしたちは、阿讃山脈と吉野川に囲まれた豊かな自然、輝かしい歴史や伝統に培われたこのまちに生きる喜びと誇りを持ち、「あすに向かって人の花咲くやすらぎ空間・阿波市」の創造をめざしてこの憲章を定めます。

- 1 気持ちのよいあいさつをし、笑顔いっぱいのまちをつくります。
- 1 自然や公共物を大切にし、清潔で美しいまちをつくります。
- 1 だれにも親切にし、優しさのあふれるまちをつくります。
- 1 元気いっぱい仕事に励み、人が輝くまちをつくります。
- 1 趣味や特技を磨き教養を深め、心豊かな文化のまちをつくります。

